

# 大洲市一般廃棄物処理基本計画



令和7年3月

改定版

大 洲 市



---

# 目次

---

第1章 計画の概要	1
第1節 策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
1. 廃棄物処理関連法令等	2
2. 計画対象区域	3
3. 適用範囲	3
4. 計画目標年度	3
第2章 計画地域の特性	4
第1節 自然的条件	4
1. 地理、地形	4
2. 気象特性	5
第2節 社会的条件	6
1. 人口	6
2. 産業	8
第3節 将来計画	10
1. 総合計画	10
第3章 ごみ処理現況調査	12
第1節 ごみ処理の現状	12
1. 組織体制	12
2. 分別区分の状況	12
3. ごみ排出量の現状	13
第2節 市が管理する中間処理施設	23
第3節 市が管理する最終処分場	23
第4節 資源化、減量化のための施策等	24
1. 生ごみ処理容器等補助金	24
2. マイバッグ推進運動	24
3. 廃食用油の回収	24
第5節 ごみ処理行政における国等の動向	25

1. 国及び県における動向	25
第6節  ごみ処理システムの評価	27
第7節  課題の抽出	28
1. 排出抑制の課題	28
2. 収集・運搬の課題	28
3. 中間処理の課題	28
4. 最終処分の課題	28
第8節  前回計画の目標の達成状況	29
1. 前回計画の目標	29
2. 達成状況	29
第4章  ごみ処理基本計画	30
第1節  計画策定の基本方針	30
第2節  排出量及び処理・処分量の予測	31
1. 計画人口	31
2. ごみ排出量及び処理・処分量	32
3. ごみ排出量及び処理・処分量の目標	38
第3節  ごみの発生・排出抑制のための方策	46
1. 行政における方策	46
2. 市民における方策	48
3. 事業者における方策	49
4. 食品ロス削減対策	50
第4節  分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	53
1. 分別収集のごみ種類とその区分	53
2. さらなる資源化に向けた分別収集区分の検討	53
第5節  ごみの適正処理に関する基本的事項	54
1. 収集・運搬計画	54
2. 中間処理計画	54
3. 最終処分計画	55
第6節  その他の施策	56
第5章  生活排水処理現況調査	57
第1節  生活排水処理体制	57
第2節  生活排水処理人口の実績	58

第3節	し尿・浄化槽汚泥の処理状況	59
1.	し尿・浄化槽汚泥収集量の実績	59
2.	収集・処理体制	60
第4節	課題の抽出	60

第6章	生活排水処理基本計画	61
-----	------------	----

第1節	処理方針と処理主体	61
第2節	生活排水処理の目標	62
1.	施設及びその整備計画の概要	62
2.	処理形態別人口の予測	63
3.	し尿・浄化槽汚泥量の予測	64
4.	生活排水処理の目標	66
第3節	し尿及び浄化槽汚泥処理計画	67
1.	し尿及び浄化槽汚泥処理計画	67
2.	その他関連計画	69

## 資 料 編

資料1.	排出量及び処理・処分量の予測結果	資料-1
資料2.	ごみ排出量及び処理・処分量の目標	資料-11
資料3.	生活排水処理形態別人口の予測結果	資料-14



# 第1章 計画の概要

## 第1節 策定の趣旨

ごみ問題は、私たちの生活に直結する身近な環境問題としての認識が浸透し、3Rや循環型社会という言葉も、よく聞かれるようになった。また、ごみ問題は、地球温暖化やその他の環境問題と複雑に関連していることから、脱炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の形成が推進されている。

国は、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析手法や適正な処理システム構築の考え方を示した「一般廃棄物会計基準」等の「三つのガイドライン（平成19年6月）」の見直し（平成25年4月）や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月）」（以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）の改正（令和5年6月）等を行ってきた。また、「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）」（以下「第五次循環基本計画」という。）を策定し、廃棄物の量に加えて、循環経済への移行を国家戦略として重要な方向性を示した。さらに、「廃棄物処理法の基本方針」の改正（令和5年6月）や「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく基本方針（平成13年5月）」の変更（平成27年7月）に伴い「ごみ処理基本計画策定指針（平成5年3月）」を改定（平成28年9月）するとともに、食品ロスについては、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年5月）」（以下「食品ロス削減推進法」という。）により、国民運動として食品ロスを削減する方向性を示した。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年6月）」により、プラスチック製品削減のため事業者に対して有料化や再利用などの対応が義務化された。

愛媛県においては、①3Rの推進、②廃棄物の適正処理の推進、③循環型社会ビジネスの振興、④プラスチック資源循環の推進、⑤バイオマス活用の推進、⑥万全な災害廃棄物処理体制の構築を基本方針とした「第五次えひめ循環型社会推進計画（令和4年3月）」（以下「第五次県計画」という。）を策定し、「やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり～調和と循環により、かけがえのない環境を守る～」を推進している。

生活排水（し尿及び生活雑排水）については、国から「生活排水処理基本計画策定指針（平成2年10月）」が示されている。また、「生活排水処理施設整備計画策定マニュアル（平成14年3月）」が策定され、愛媛県においても、「第四次愛媛県全県域生活排水処理構想」（令和5年3月）が策定されており、計画的かつ効率的な生活排水処理施設の整備が進められている。

大洲市（以下「本市」という。）では、循環型社会の形成に向け、様々な施策に取り組んできたところであるが、このような社会的背景の変化を踏まえた施策の推進が必要となっている。

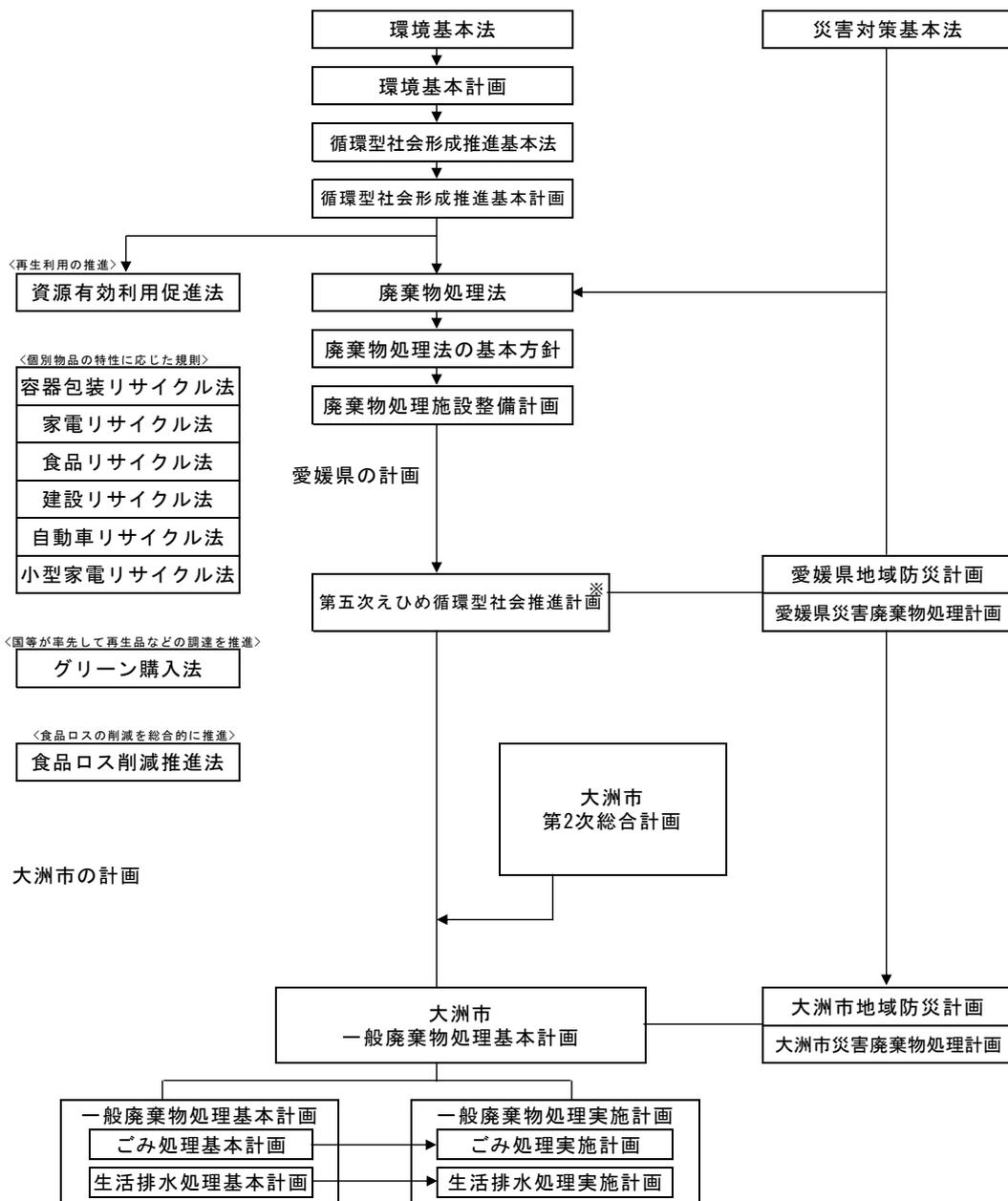
以上に基づき、「一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）の見直しを行う。

## 第2節 計画の位置付け

### 1. 廃棄物処理関連法令等

循環型社会の形成を推進するための法体系を図 1-2-1 に示す。

我が国では廃棄物の増大に伴って発生する諸問題への対応や、地球規模での環境問題への意識の高まり等から、循環型社会の構築を目指した関連法体系の整備が急速に進められている。



※第五次えひめ循環型社会推進計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づく「都道府県廃棄物処理計画」として位置づけられるものである。

図 1-2-1 本計画と他の法令・計画との関係

## 2. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市行政区域内全域とする。

## 3. 適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生するすべての一般廃棄物とする。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）等の対象となる廃家電等は、ごみ排出量を把握する対象から除外する。

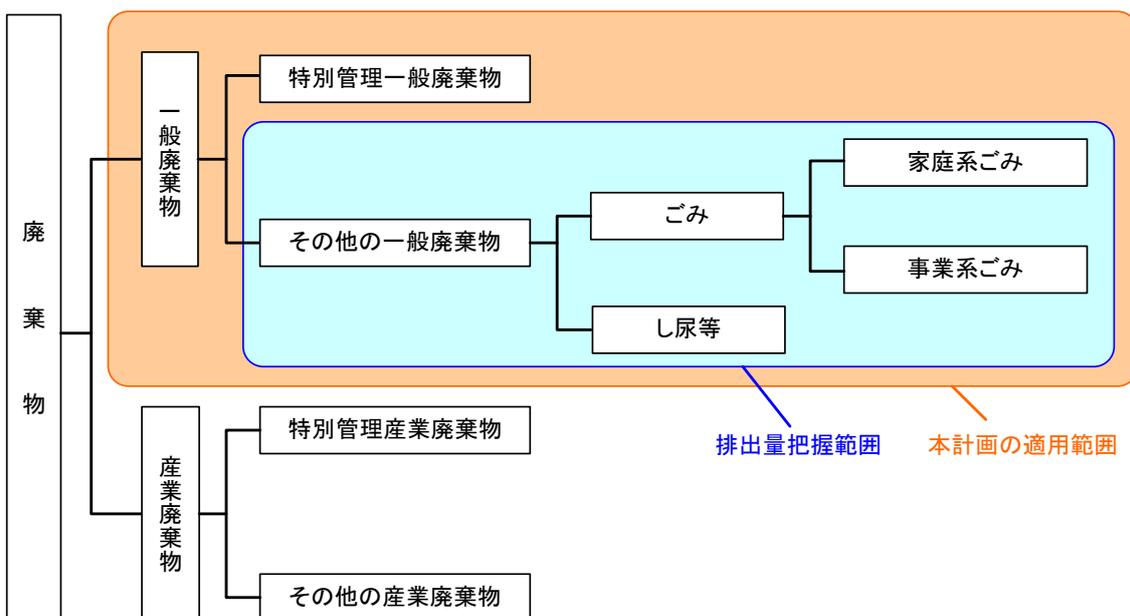


図 1-2-2 本計画の対象となる廃棄物の範囲

## 4. 計画目標年度

本計画の推進期間は、平成 27 年度から令和 11 年度までの 15 年間とし、令和 11 年度を計画目標年度とする。本計画は概ね 5 年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行う。

なお、本計画は令和 5 年度を基準年度とした見直しを実施した。

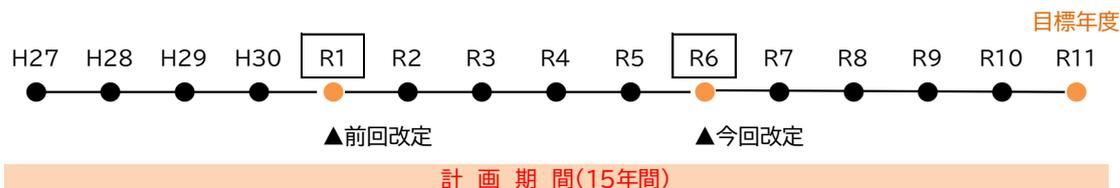


図 1-2-3 計画期間と計画目標年度

## 第2章 計画地域の特性

### 第1節 自然的条件

#### 1. 地理、地形

本市は、四国西部に位置し、平成17年1月11日、大洲市、長浜町、肱川町、河辺村の1市2町1村が合併し誕生した、四国の西部、県都松山市の南西に位置する面積432.1平方キロメートルの市で、伊予市、内子町、八幡浜市、西予市と隣接している。各市町とは、国道及びJR予讃線で結ばれており県西部と松山方面を結ぶ交通の要衝に位置する。

地形的には、本市中央部を肱川が流れており、本市の発展にとって、母なる川の役割を果たしてきた。その水源は、西予市の鳥坂峠（標高460メートル）に発し、宇和盆地を南下した後、東に向きを変え、狭隘な山間部を経て大洲盆地を貫流し、伊予灘に注いでいる。

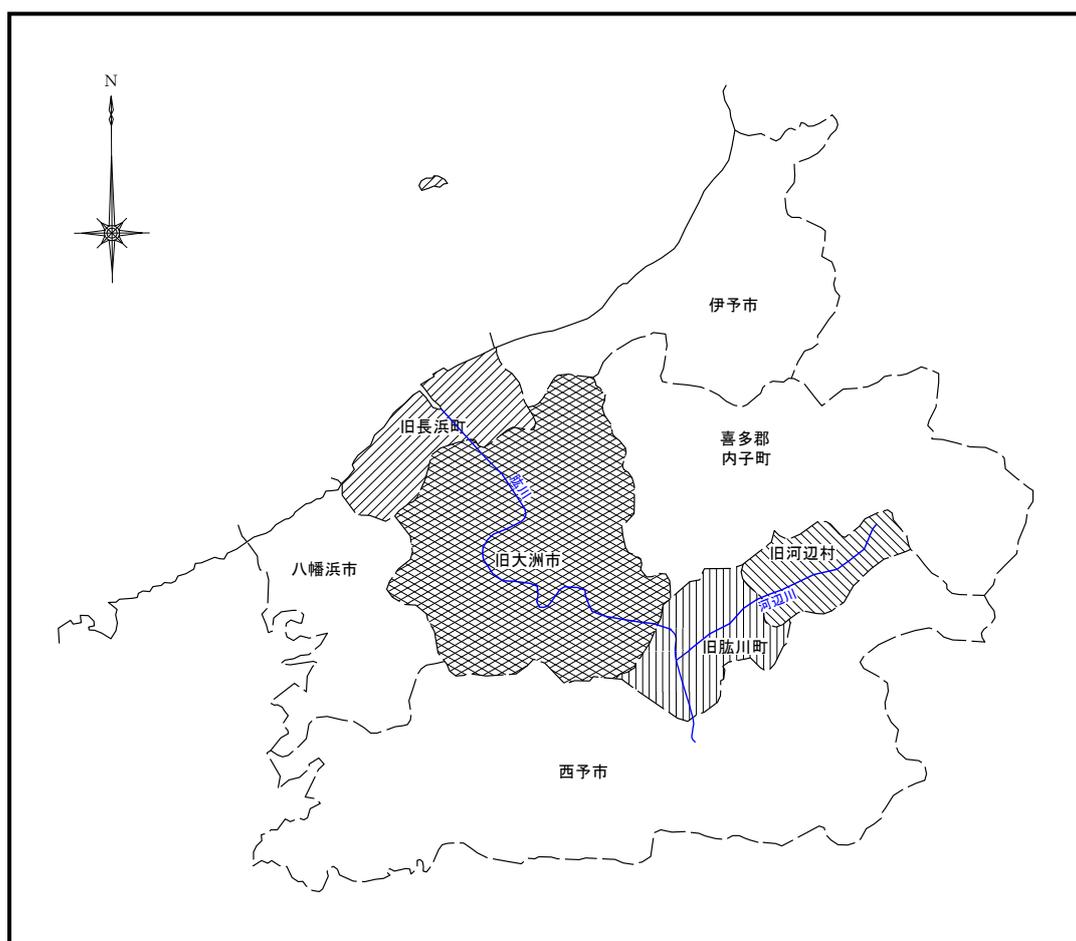


図 2-1-1 位置図

## 2. 気象特性

令和5年の日平均気温は、最高が8月の27.7℃、最低が1月の5.5℃であった。降水量は、年間1,488.0mmで6月が最も多かった。気候としては、東部は山間部で内陸性気候に属しているため寒暖の差が大きく、中央部は内陸性盆地型気候で昼夜の温度差が大きいことが特徴としてあげられ、西部は瀬戸内海性気候の温暖小雨である。

表 2-1-1 平均気温と降水量の推移

項目	降水量 (mm)	平均気温 (°C)		
		日平均	日最高	日最低
R1	1,521.5	16.5	22.4	11.9
R2	2,015.0	16.5	22.3	11.8
R3	1,753.0	16.5	22.6	11.8
R4	1,286.0	16.5	22.5	11.8
R5	1,488.0	16.6	22.8	12.0
1月	77.5	5.5	10.8	0.9
2月	46.5	6.8	12.9	1.9
3月	97.0	11.8	19.3	5.7
4月	235.5	15.4	21.9	9.4
5月	221.0	19.1	25.7	13.6
6月	326.0	22.6	27.8	18.9
7月	173.5	27.0	32.5	23.2
8月	119.5	27.7	33.4	24.1
9月	28.0	25.9	32.0	21.9
10月	21.0	17.0	23.9	11.9
11月	68.0	12.5	19.4	7.6
12月	74.5	7.5	13.0	3.8

出典：アメダス（大洲地域気象観測所）

※表記は、年度ではなく年（1～12月）を示す。

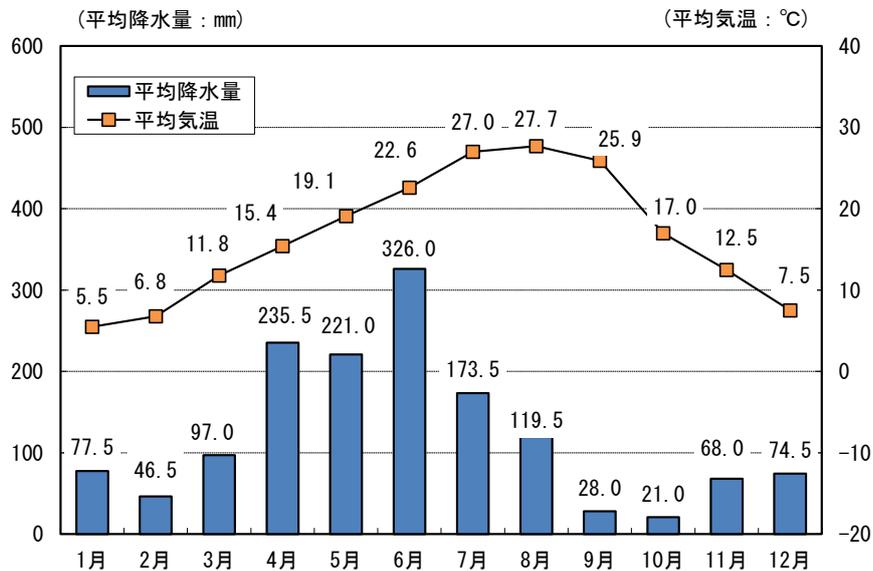


図 2-1-2 平均気温と降水量の推移 (令和5年)

## 第2節 社会的条件

### 1. 人口

#### 1) 人口と世帯数

本市の人口は減少傾向にあり、令和5年度末現在は39,534人であった。また、世帯数は19,605世帯、平均世帯人員は2.01人となっている。

表 2-2-1 人口・世帯数の推移

年度	人 口		世帯数 (世帯)	1世帯あたりの人口 (人/世帯)
	(人)	増加人口		
H30	43,120		19,835	2.17
R1	42,371	-749	19,804	2.13
R2	41,683	-688	19,785	2.10
R3	40,948	-735	19,673	2.08
R4	40,255	-693	19,680	2.04
R5	39,534	-721	19,605	2.01

※外国人登録者数を含む

※各年度3月31日現在

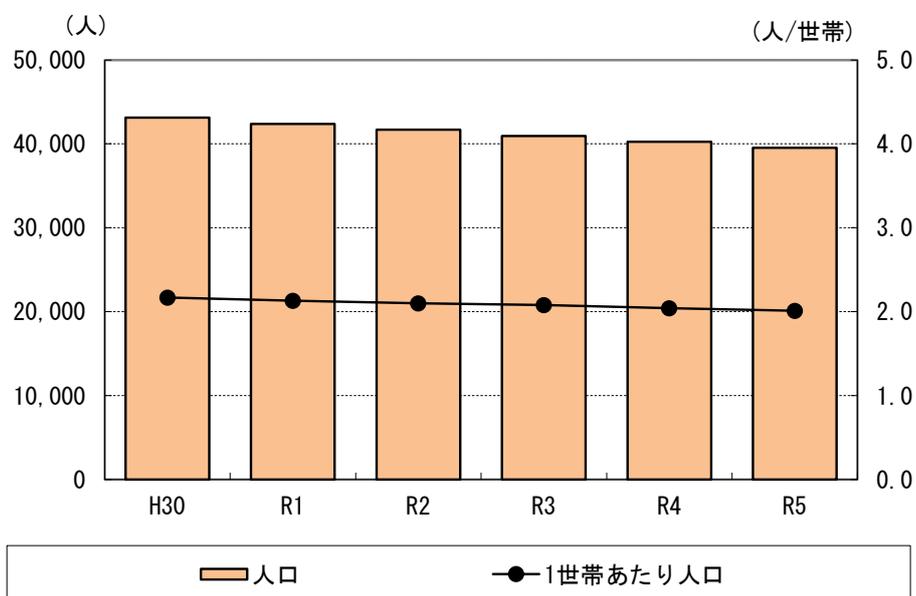


図 2-2-1 人口・世帯数の推移

## 2) 年齢別人口構成

年齢別人口構成は、70～74歳の人口が多く、ひょうたん型となっており、20～24歳に落ち込みがみられる。

表 2-2-2 年齢別人口構成

(単位：人)

項目		総数	男	女
年少人口	0～4	1,262	632	630
	5～9	1,615	833	782
	10～14	1,683	879	804
	小計	4,560	2,344	2,216
生産年齢人口	15～19	1,640	893	747
	20～24	1,071	512	559
	25～29	1,309	668	641
	30～34	1,594	807	787
	35～39	2,016	981	1,035
	40～44	2,288	1,164	1,124
	45～49	2,610	1,304	1,306
	50～54	2,274	1,114	1,160
	55～59	2,640	1,315	1,325
	60～64	3,058	1,535	1,523
	小計	20,500	10,293	10,207
	老年人口	65～69	3,407	1,682
70～74		3,552	1,749	1,803
75～79		2,472	1,069	1,403
80～84		2,268	893	1,375
85～89		1,866	683	1,183
90～94		1,054	310	744
95～99		288	64	224
100～		47	7	40
小計		14,954	6,457	8,497
不詳	561	329	232	
総数	40,575	19,423	21,152	

出典：令和2年度国勢調査  
※令和2年10月1日現在

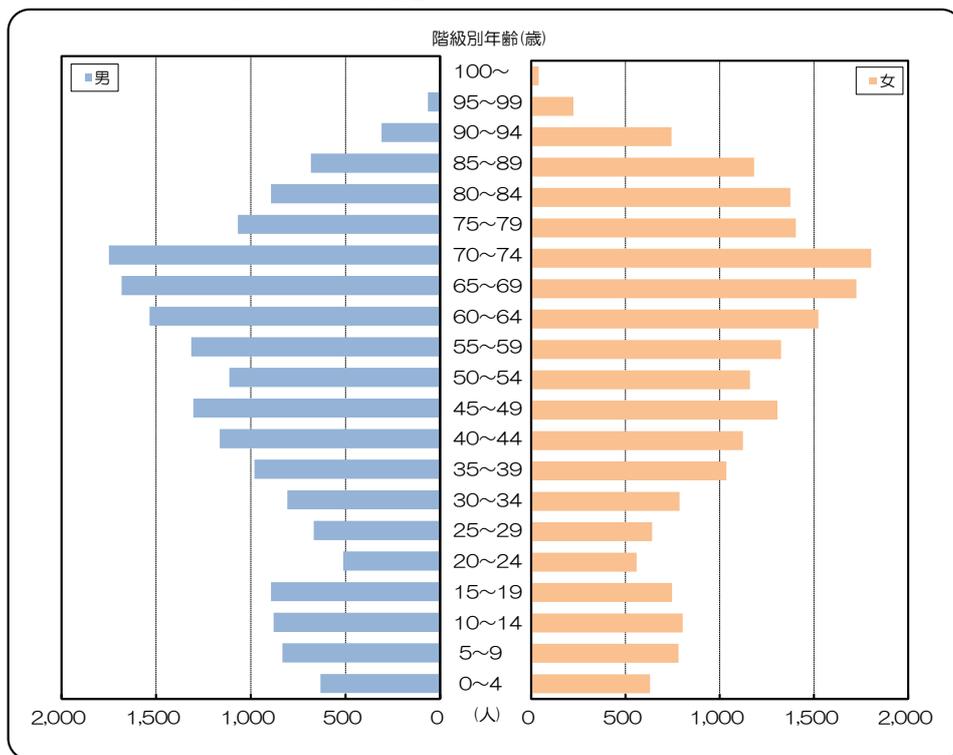


図 2-2-2 年齢別人口構成

## 2. 産業

事業所数では、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」となっている。また、従業者数でも、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「医療、福祉」となっている。

表 2-2-3 産業別事業所数及び従業者数（令和3年）

項目		事業所数（件）	従業者数（人）
第1次産業	農業、林業、漁業	36	446
	小計	36	446
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
	建設業	205	1,556
	製造業	132	2,357
	小計	337	3,913
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3	36
	情報通信業	5	17
	運輸業、郵便業	63	969
	卸売業、小売業	602	3,748
	金融業、保険業	35	354
	不動産業、物品賃貸業	95	264
	学術研究、専門・技術サービス業	60	335
	宿泊業、飲食サービス業	244	1,398
	生活関連サービス業、娯楽業	211	615
	教育、学習支援業	44	232
	医療、福祉	198	3,197
	複合サービス業	34	471
	サービス業（他に分類されないもの）	153	907
小計	1,747	12,543	
総数	2,120	16,902	

出典：「経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）」（R3.6.1）

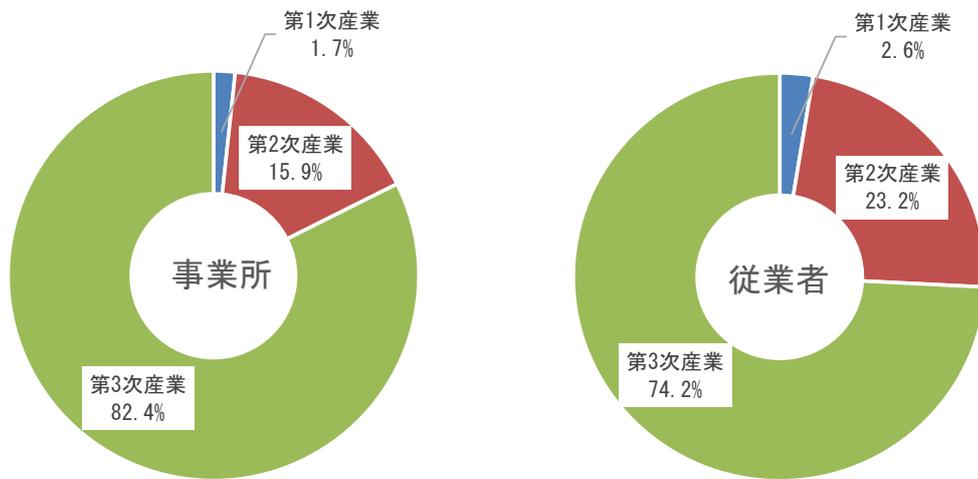


図 2-2-3 事業所数及び従業者数の構成比率（令和3年）

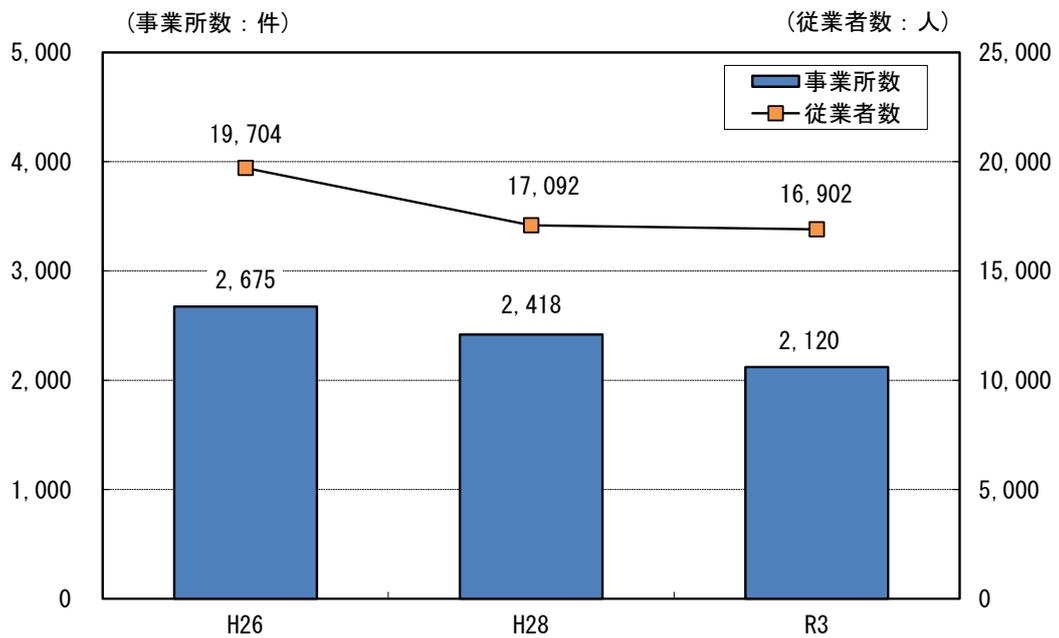


図 2-2-4 事業所数及び従業者数の推移

## 第3節 将来計画

### 1. 総合計画

#### 1) 総合計画の概要

令和4年3月に策定された「第2次大洲市総合計画後期計画」の概要について、表2-3-1に示す。

表 2-3-1 第2次大洲市総合計画後期計画の概要

区 分	概 要
まちづくりの 基本理念	「人・自然・まちきらめく」、「知行創造」、「自立と共創」
市の将来像	きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～
まちづくりの 基本目標	1 活力きらめくまちづくり 2 安心きらめくまちづくり 3 文化きらめくまちづくり 4 快適きらめくまちづくり 5 自然きらめくまちづくり 6 人々きらめくまちづくり

#### 2) 関連事項

「第2次大洲市総合計画後期計画」の関連事項について、表2-3-2、2-3-3に示す。また、関連する数値目標を表2-3-4に示す。

表 2-3-2 関連事項（施策2-1 地球環境の保全）

区 分	概 要
主要施策	<p><b>主要施策1:地球温暖化の防止と省資源化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大洲市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の省エネ・グリーン購入、環境物品の調達などを推進します。</li> <li>・脱炭素社会に向けた取組の周知・公表を図ります。</li> <li>・市民・事業者の責務を示す「大洲市地球温暖化対策実行計画・区域施策編」の策定を検討するとともに、市民・事業者との一体的な取組を促進します。</li> <li>・環境保全に向けた意識高揚を図ります。</li> </ul> <p><b>主要施策2:再生可能エネルギーの活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入普及に向けた取組を促進します。</li> <li>・廃棄物系バイオマスの熱利用、発電のエネルギー源としての利用などに向けたシステムの構築を図ります。</li> <li>・太陽光発電などが発電できない事態における安定した電源確保のため、バックアップ電源の確保などを検討します。</li> </ul>

表 2-3-3 関連事項（施策 2 2 環境保全・衛生の推進）

区 分	概 要
主要施策	<p><b>主要施策1:ごみの減量化・処理体制の整備・不法投棄の防止</b></p> <p>①ごみの回収・処分・処理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 R の普及・啓発、ごみに関する広報やごみのポイ捨て対策、環境教育の充実などを図ります。</li> <li>・ 分別収集・資源回収体制の充実・効率化を図ります。</li> <li>・ 環境センターにおける廃棄物処理の適正化に努めるとともに、「長寿命化総合計画（環境センター）」の策定や施設の維持管理及び更新、環境センター周辺の環境保全を図ります。</li> <li>・ 「生ごみ処理容器等設置事業」、「マイバッグ推進運動」などにより、ごみの減量化・資源化を促進します。</li> </ul> <p>②ごみの不法投棄の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「不法投棄禁止」の看板設置や警察・地域と連携したパトロールの実施、不法投棄防止対策の充実を図ります。</li> <li>・ 不法投棄者に対する行政指導を徹底します。</li> </ul> <p><b>主要施策2:し尿処理体制の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の推進により、し尿処理体制の効率的運用と維持管理に努めます。</li> <li>・ 合併処理浄化槽の適正管理や家畜ふん尿の適正処理の指導強化に努めます。</li> </ul> <p><b>主要施策3:公害の防止と公害発生時の措置</b></p> <p>①公害発生の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守の指導、水質・大気・土壌の汚染などの監視を徹底します。</li> <li>・ 工場立地に対する公害防止協定の締結に取り組みます。</li> <li>・ 市民、事業者、関係機関との連携による環境保全の取組の推進、公害に関する相談体制の充実を図ります。</li> </ul> <p>②公害発生時の適切な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害発生時には、事業所などへの立ち入り検査・指導を行います。</li> </ul>

表 2-3-4 関連する数値目標

項目	単位	現況(R2)	目標値(R8)
ごみ排出量(一人1日当たり)	g	569	516
ごみの再資源化率	%	7.1	9.7
ごみの資源化量	t/年	943	1,227

# 第3章 ごみ処理現況調査

## 第1節 ごみ処理の現状

### 1. 組織体制

「環境生活課」が、環境全般にわたる企画、公害防止、公害に関する苦情処理、廃棄物処理等の業務、及び「大洲市不燃物埋立地」での最終処分(処理)に関する業務を担当しており、当該埋立地の管理業務は本市が直接行っているが、受付等は委託している。また、「大洲市環境センター」が、廃棄物焼却処理に関する業務を担当しているが、焼却炉等の運転業務は委託している。

### 2. 分別区分の状況

本市が収集する家庭系ごみの分別区分、収集回数は、以下に示すとおりである。

表 3-1-1 分別区分

分別	ごみ袋	対象	
もやすごみ	指定袋	プラスチック、木、生ごみ等	
もやさないごみ	指定袋	金属、陶器、蛍光管、小型電化製品等	
資源ごみ	缶・びん	指定袋	食品用の缶・びん
	発泡スチロール容器・ペットボトル	指定袋	食品トレイ、発泡スチロール、ペットボトル
	古紙類等	—	段ボール、新聞紙、雑誌、紙パック、雑紙、古布等
有害ごみ	—	廃乾電池	
粗大ごみ	粗大ごみ処理シール	指定袋に入らないもの	

表 3-1-2 収集回数

分別	大洲地区	長浜地区	肱川地区	河辺地区
もやすごみ	週2回 (一部地区は週1回)	週2回	週2回 (一部地区は週1回)	週2回 (一部地区は週1回)
もやさないごみ	月2回 (一部地区は月1回)	月1回	月2回 (一部地区は月1回)	月2回 (一部地区は月1回)
資源ごみ	缶・びん	月2回 (一部地区は月1回)	月2回	月2回 (一部地区は月1回)
	発泡スチロール容器・ペットボトル	月2回 (一部地区は月1回)	月2回	月2回 (一部地区は月1回)
	古紙類等	月1回	月1回	月1回
有害ごみ	月2回 (一部地区は月1回)	月1回	月2回 (一部地区は月1回)	月2回 (一部地区は月1回)
粗大ごみ	予約制	予約制	予約制	予約制

### 3. ごみ排出量の現状

#### 1) ごみの種類別排出量

##### (1) ごみ排出量

本市におけるごみ排出量の合計は、過去5年間で約12.4%減少しており、令和5年度は12,638t/年となっている。

表 3-1-3 ごみ排出量の推移

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
人口	人	42,371	41,683	40,948	40,255	39,534
家庭系	t/年	8,779	8,181	8,051	7,883	7,567
もやすごみ	t/年	7,490	6,990	6,884	6,737	6,518
もやさないごみ	t/年	374	337	307	307	290
資源ごみ	t/年	890	829	833	814	732
有害ごみ	t/年	9	10	10	10	10
粗大ごみ	t/年	16	15	17	15	17
事業系	t/年	5,646	5,132	5,119	5,192	5,071
もやすごみ	t/年	5,646	5,132	5,119	5,192	5,071
ごみ総排出量	t/年	14,425	13,313	13,170	13,075	12,638
もやすごみ	t/年	13,136	12,122	12,003	11,929	11,589
もやさないごみ	t/年	374	337	307	307	290
資源ごみ	t/年	890	829	833	814	732
有害ごみ	t/年	9	10	10	10	10
粗大ごみ	t/年	16	15	17	15	17

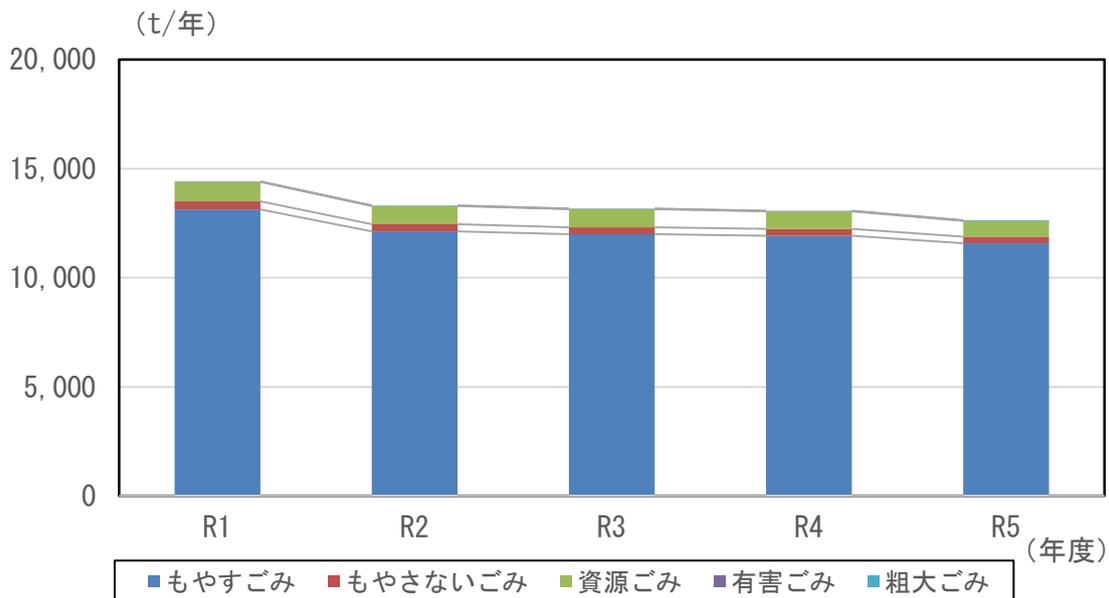


図 3-1-1 ごみ排出量の推移

## (2) 家庭系ごみ排出量

本市における家庭系ごみ排出量は、収集・直接搬入ともに、過去5年間において減少している。

1人1日平均排出量は、令和元年度以降は減少傾向にあり、令和5年度では524.4g/人・日となっている。

表 3-1-4 家庭系ごみ排出量の推移

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
人口	人	42,371	41,683	40,948	40,255	39,534
収集合計	t/年	8,324	7,736	7,607	7,453	7,143
もやすごみ	t/年	7,102	6,573	6,474	6,339	6,118
もやさないごみ	t/年	307	309	273	275	266
資源ごみ	t/年	890	829	833	814	732
有害ごみ	t/年	9	10	10	10	10
粗大ごみ	t/年	16	15	17	15	17
直接搬入	t/年	455	445	444	430	424
もやすごみ	t/年	388	417	410	398	400
もやさないごみ	t/年	67	28	34	32	24
1人1日平均排出量	g/人・日	567.7	537.7	538.7	536.5	524.4
もやすごみ	g/人・日	484.3	459.4	460.6	458.5	451.7
もやさないごみ	g/人・日	24.2	22.2	20.5	20.9	20.1
資源ごみ	g/人・日	57.5	54.5	55.7	55.4	50.7
有害ごみ	g/人・日	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7
粗大ごみ	g/人・日	1.0	1.0	1.1	1.0	1.2

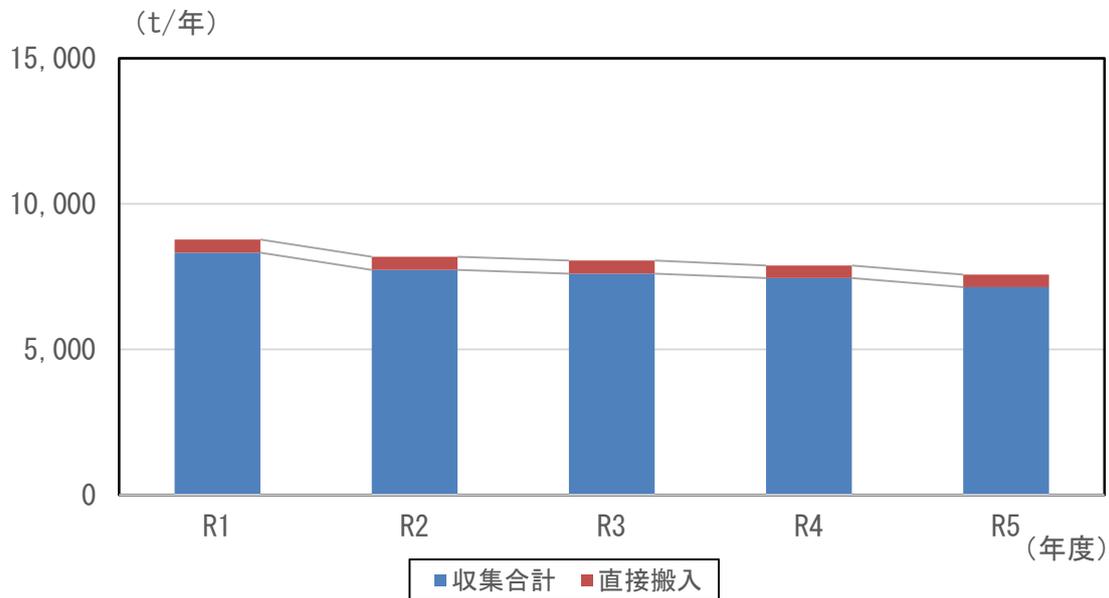


図 3-1-2 家庭系ごみ排出量の推移 (収集・直接搬入)

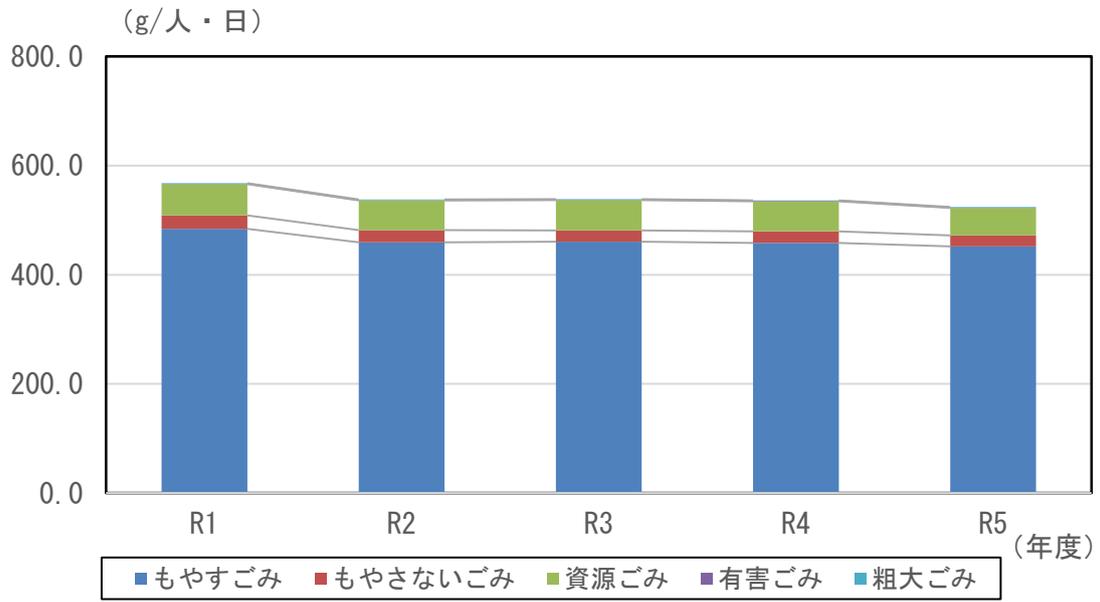


図 3-1-3 家庭系ごみ 1 人 1 日平均排出量の推移 (種類別)

### (3) 事業系ごみ排出量

本市における事業系ごみ排出量は、全体をみると減少傾向にある。

収集（許可業者）は、令和2年度で減少し、それ以降横ばいである。直接搬入は令和元年度以降、概ね減少傾向にある。

1日平均排出量は、減少傾向にあり、令和5年度では13.9t/日となっている。

表 3-1-5 事業系ごみ排出量の推移

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
人口	人	42,371	41,683	40,948	40,255	39,534
収集（許可業者）合計	t/年	4,800	4,381	4,543	4,580	4,480
もやすごみ	t/年	4,800	4,381	4,543	4,580	4,480
直接搬入合計	t/年	846	751	576	612	591
もやすごみ	t/年	846	751	576	612	591
1日平均排出量	t/日	15.5	14.1	14.0	14.2	13.9
もやすごみ	t/日	15.5	14.1	14.0	14.2	13.9

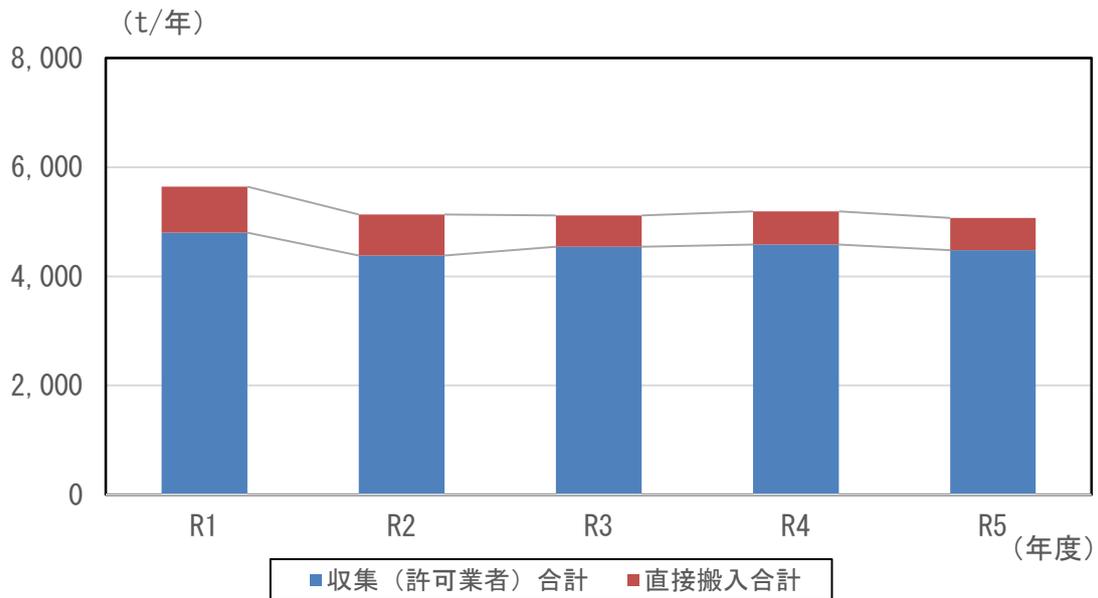


図 3-1-4 事業系ごみ排出量の推移（収集・直接搬入）

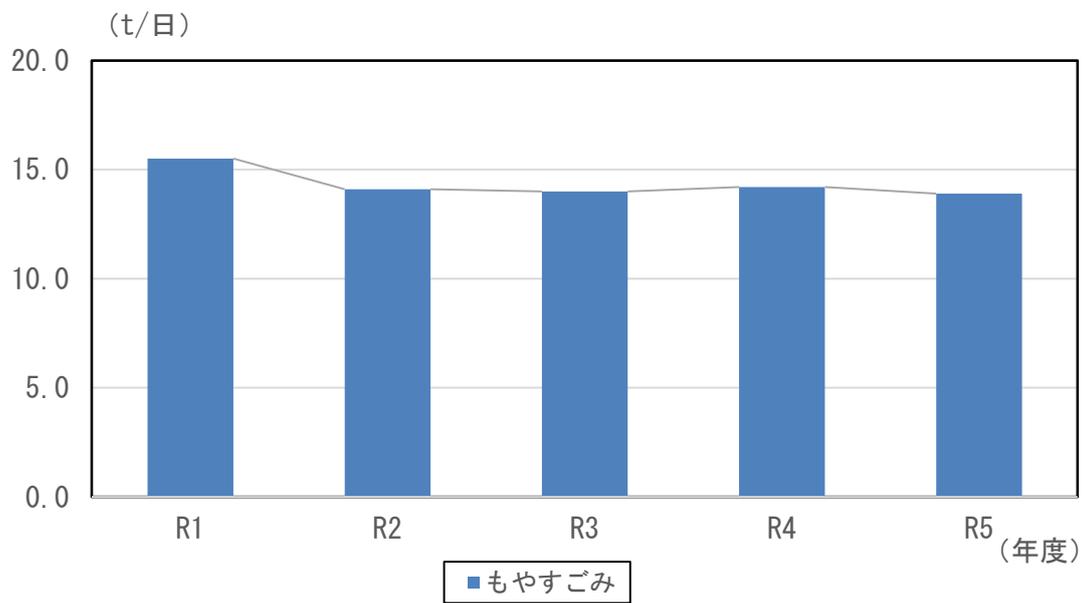


図 3-1-5 事業系ごみ 1 日平均排出量の推移 (種類別)

## 2) 中間処理量

### (1) 焼却処理量と減容化量

大洲市環境センターにおける焼却処理量は、過去5年間において減少傾向にあり、令和5年度は11,604t/年となっている。

減容化率は、80.3～81.6%で推移している。

表 3-1-6 焼却処理量と減容化量の推移

項目			(単位：t/年)				
			R1	R2	R3	R4	R5
ごみ総排出量			14,425	13,313	13,170	13,075	12,638
焼却処理量	環境センター処理量	焼却処理	13,126	12,136	12,018	12,013	11,604
		もやすごみ	13,087	12,076	11,957	11,957	11,545
		資源ごみ・もやさないごみからの可燃残渣	26	46	46	43	44
		粗大ごみからの可燃残渣	13	14	15	13	15
搬出量	環境センター搬出量	焼却灰	1,499	1,449	1,379	1,341	1,369
		減容化量	11,627	10,687	10,639	10,672	10,235
減容化率			80.6%	80.3%	80.8%	81.6%	81.0%

※減容化量＝焼却処理量－搬出量  
 ※減容化率＝減容化量÷ごみ総排出量

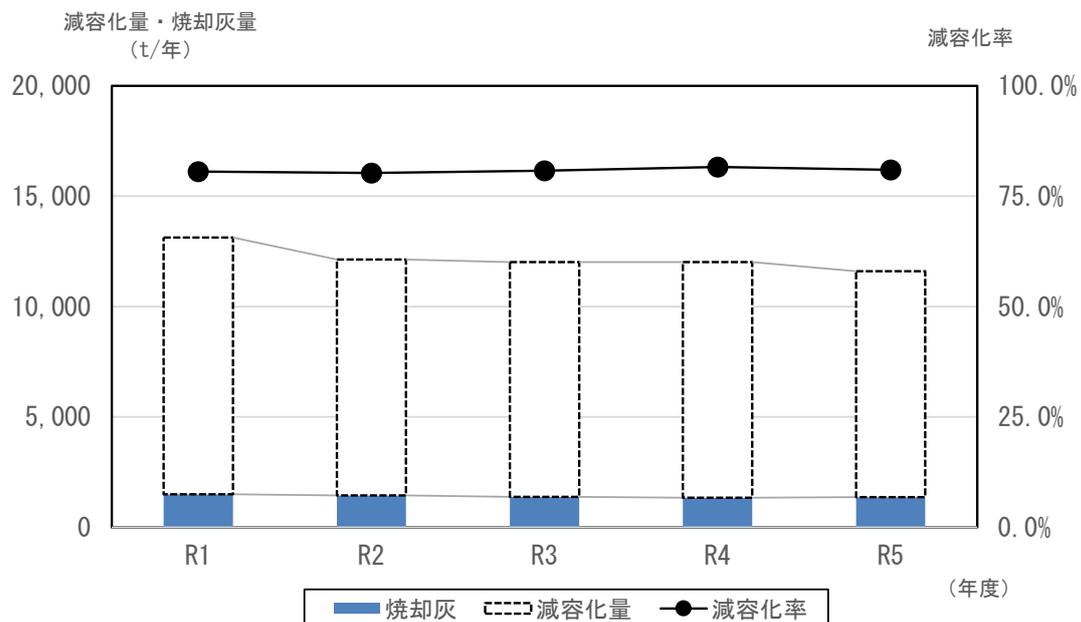


図 3-1-6 焼却処理量と減容化量の推移

## (2) 資源化量

本市における資源化量は、過去5年間に於いて減少傾向にあり、令和5年度は800t/年となっている。

資源化率も7.0～6.3%と減少傾向で推移している。

表 3-1-7 資源化量と資源化率の推移

(単位：t/年)

項目	R1	R2	R3	R4	R5
ごみ総排出量	14,425	13,313	13,170	13,075	12,638
資源化量	1,006	943	902	888	800
もやさないごみ・資源ごみからの資源化量	1,005	942	900	886	798
缶・びん、発泡スチロール容器・ペットボトル、乾電池、鉄類	535	443	440	434	377
古紙・紙パック・紙製容器包装・古布	470	499	460	452	421
粗大ごみからの資源化量（鉄類）	1	1	2	2	2
資源化率	7.0%	7.1%	6.8%	6.8%	6.3%

※資源化率＝資源化量÷ごみ総排出量

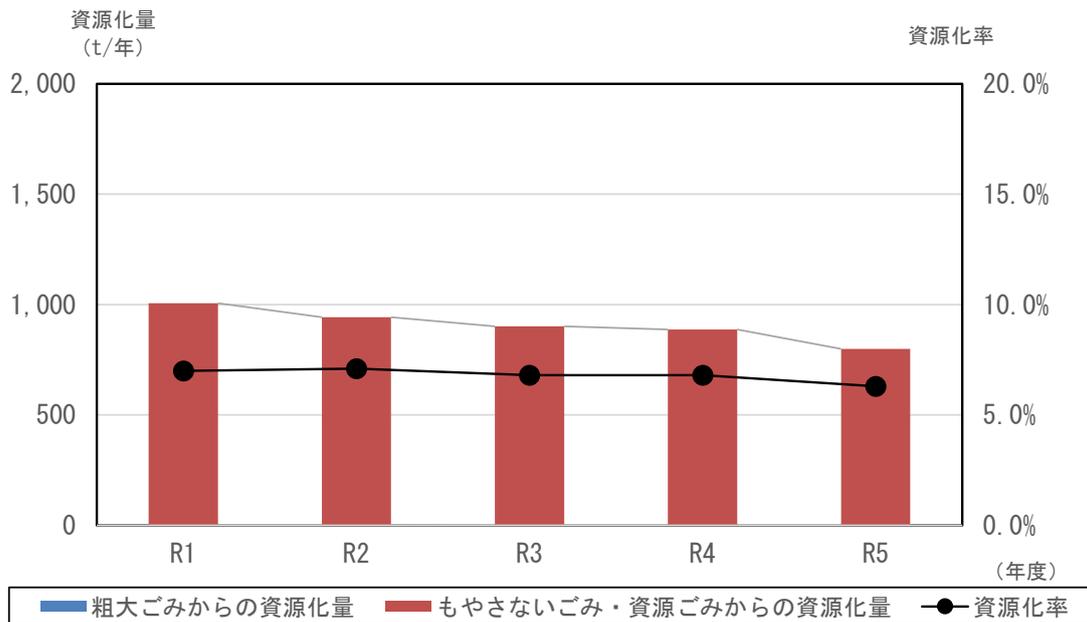


図 3-1-7 資源化量と資源化率の推移

### 3) 最終処分量

本市における最終処分量は、令和4年度まで減少傾向にあったが、それ以降は概ね横ばいとなっている。

最終処分率は、12.7～12.0%で推移している。

表 3-1-8 最終処分量と最終処分率の推移

(単位：t/年)

項目	R1	R2	R3	R4	R5
ごみ総排出量	14,425	13,313	13,170	13,075	12,638
最終処分量	1,791	1,685	1,601	1,568	1,584
焼却灰	1,499	1,449	1,379	1,341	1,369
資源ごみ・もやさないごみからの埋立残渣	224	208	188	195	191
粗大ごみからの埋立残渣	1	0	0	0	0
もやさないごみ(直接搬入)	67	28	34	32	24
最終処分率	12.4%	12.7%	12.2%	12.0%	12.5%

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

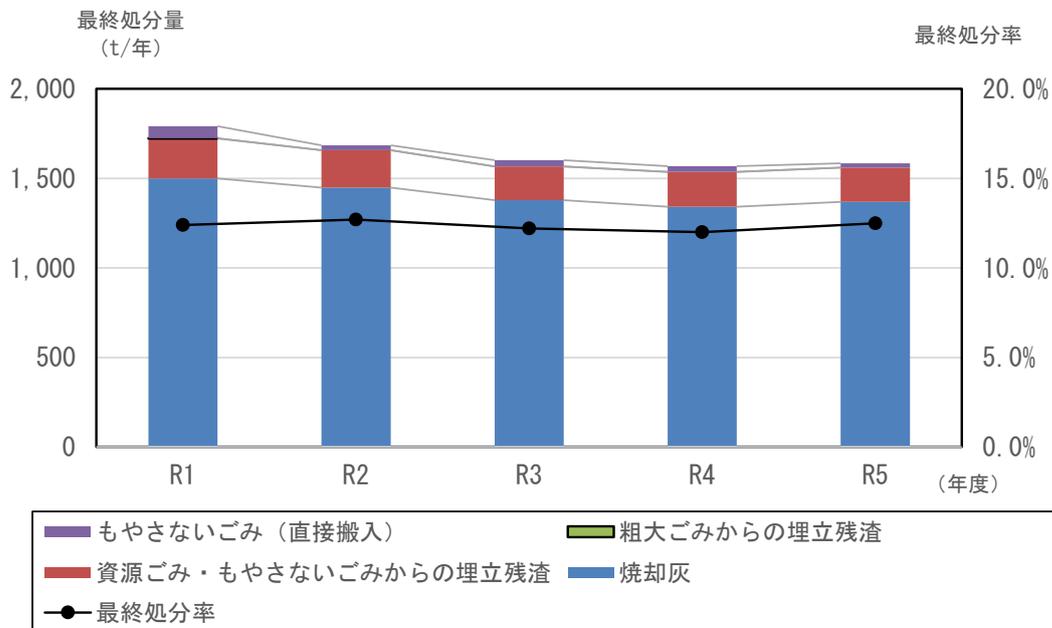


図 3-1-8 最終処分量と最終処分率の推移

#### 4) 可燃ごみのごみ質

令和5年度の種別別組成は、「紙・布類」が最も多く、全体の49.9%を占めている。また、過去5年間で低位発熱量は、6,845~9,263kJ/kgで推移している。三成分は、水分が40.5~52.7%、灰分が3.4~4.9%、可燃分が43.4~54.7%となっている。

表 3-1-9 可燃ごみの組成分析

区分		単位	R1	R2	R3	R4	R5
種別別組成	紙・布類	%	48.1	49.9	46.5	53.1	49.9
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	22.2	38.2	22.9	31.3	31.2
	木・竹・わら類	%	9.5	4.8	7.9	5.8	8.6
	ちゅう芥類	%	16.3	4.5	19.4	7.7	6.1
	不燃物類	%	0.4	0.3	0.2	0	0.1
	その他	%	3.5	2.3	3.1	2.1	4.1
	単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	162.5	143.5	186.0	136.5	134.3
低位発熱量	kJ/kg	6,845	8,205	7,440	9,263	8,448	
三成分	水分	%	52.7	45.4	49.9	40.5	45.7
	灰分	%	3.9	4.9	3.8	4.8	3.4
	可燃分	%	43.4	49.7	46.3	54.7	50.9

※各年度の平均値を示す。

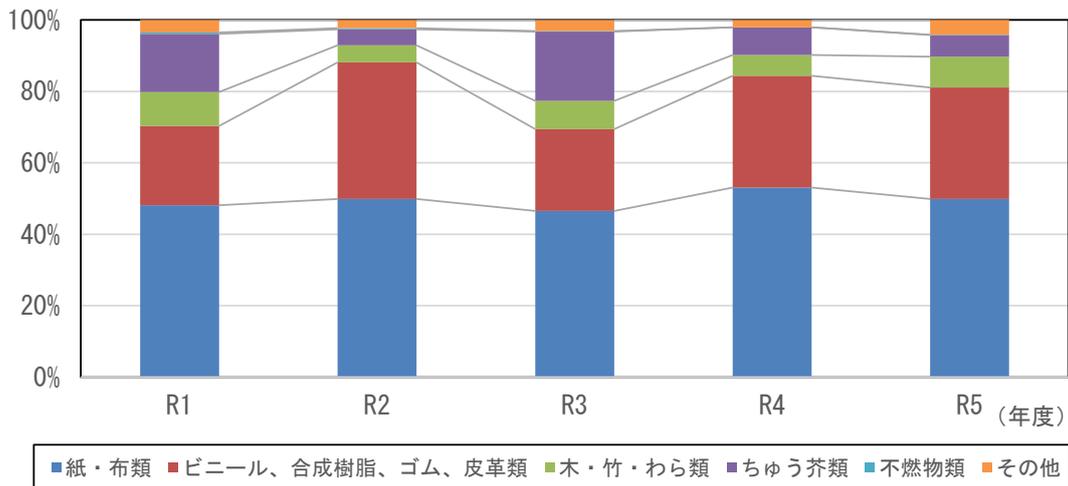


図 3-1-9 種別別組成の実績

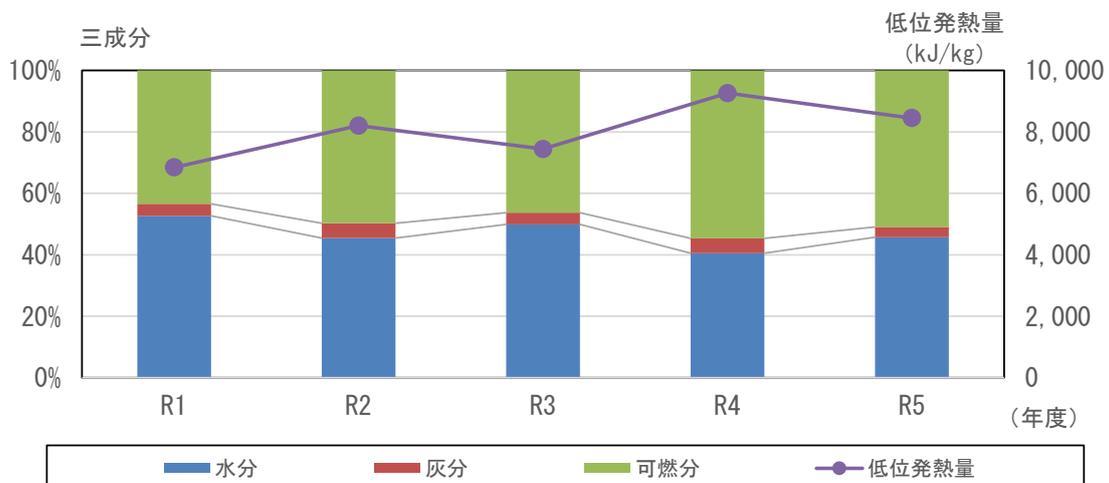


図 3-1-10 三成分・低位発熱量の実績

## 5) ごみ処理コスト

ごみ処理経費は、ほぼ横ばいで推移している。

令和5年度の合計は7億4,028万円となっており、これを市民1人あたりに換算すると18,725円、ごみ1tあたりに換算すると58,576円となる。

表 3-1-10 ごみ処理コストの推移

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
処理及び維持管理費	千円	632,707	674,488	567,908	709,804	740,282
人口	人	42,371	41,683	40,948	40,255	39,534
1人当たり経費	円/人	14,933	16,181	13,869	17,633	18,725
ごみ総排出量	t/年	14,425	13,313	13,170	13,075	12,638
ごみ1t当たり経費	円/t	43,862	50,664	43,121	54,287	58,576

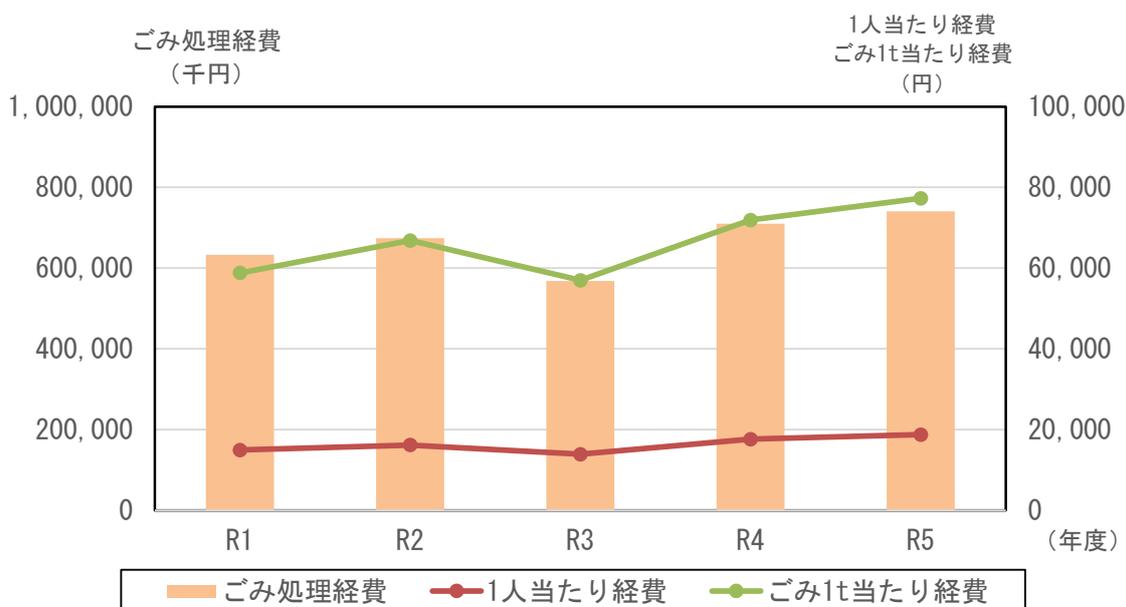


図 3-1-11 ごみ処理コストの推移

## 第2節 市が管理する中間処理施設

もやすごみ及びもやさないごみ等の可燃性残さについては大洲市環境センターで処理し、焼却残さは民間の最終処分場で委託により最終処分している。もやさないごみ及び資源ごみについては、委託により分別・資源化等を行い、その残さは大洲市不燃物埋立地で最終処分している。

表 3-2-1 中間処理施設（焼却施設）

施設名	大洲市環境センター
処理能力	45t/24h×2 炉
処理方式	全連続燃焼式ごみ焼却炉
排水処理施設	ごみピット：炉内噴霧蒸発酸化処理方式 プラント：生物処理及び凝集沈殿ろ過方式
竣工	平成3年3月

## 第3節 市が管理する最終処分場

本市において、不燃物ごみ等の最終処分は、大洲市不燃物埋立地において行っている。

表 3-3-1 最終処分場

施設名	大洲市不燃物埋立地
竣工	昭和47年4月
敷地面積	22,250m <sup>2</sup>
埋立容量	211,300m <sup>3</sup>
埋立期間	昭和47年4月～令和21年3月
埋立対象物	不燃ごみ
埋立方法	サンドウィッチ方式

## 第4節 資源化、減量化のための施策等

資源化、ごみ減量化のための施策等は次のとおりである。

### 1. 生ごみ処理容器等補助金

本市では、市内の各家庭から排出される生ごみの減量を図るため、堆肥として資源化するための生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機の購入に対し補助を行っている。

表 3-4-1 補助要件

種別	条件	補助金
生ごみ処理容器	一世帯5年間で2基まで	購入価格の1/2 限度額 2,000円
電気式生ごみ処理機	一世帯5年間で1基まで	購入価格の1/2 限度額 20,000円

※令和6年度より生ごみ処理容器の補助金を限度額4,000円に増額

表 3-4-2 生ごみ処理機の補助実績

年度	種別	生ごみ処理容器 (基)	電気式 生ごみ処理機 (基)	合計 (基)
令和元年度		5	13	18
令和2年度		7	8	15
令和3年度		7	2	9
令和4年度		2	8	10
令和5年度		6	8	14

### 2. マイバッグ推進運動

ごみの減量化を図り、資源を大切に作る取り組みとして、愛用の買い物袋を使用しレジ袋を減らす「マイバッグ推進運動」を広報等で推進する。

### 3. 廃食用油の回収

家庭から出る廃食用油（天ぷら油など）の回収を市内25箇所で行っている。回収した廃食用油は、県内の業者において軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料として精製し、公用車（市関連施設のごみ収集車）にも活用している。

表 3-4-3 廃食用油回収実績

年度	回収量 (トン)
令和元年度	2.8
令和2年度	2.7
令和3年度	3.1
令和4年度	2.8
令和5年度	2.6

## 第5節 ごみ処理行政における国等の動向

### 1. 国及び県における動向

#### 1) 廃棄物処理法の基本方針（令和5年6月）

同方針の前回見直し（平成28年）以降、廃棄物政策を取り巻く様々な新しい要素を取り込んで改定がなされており、主な変更ポイントは以下のとおりである。

- 廃棄物分野における脱炭素化の推進
- 人口減少、少子高齢化の中での廃棄物処理施設整備の広域化・集約化
- デジタル技術の活用等による動脈静脈産業の連携など

なお、廃棄物減量化等の数値目標については、「第五次循環基本計画」のものと併せて改めて見直しを行う予定とされている。

#### 2) 第五次循環基本計画（令和6年8月）

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題である。こうした観点から、この計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進 を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、令和12年度を目標年次として数値目標を設定している。

### 3) 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月）

この計画は、気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化した。「3R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加し、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化させた。

### 4) 第五次県計画（令和4年3月）

第五次県計画では、「1. 3Rの推進」、「2. 廃棄物の適正処理の推進」、「3. 循環型社会ビジネスの振興」、「4. プラスチック資源循環の推進」、「5. バイオマス活用の推進」、「6. 万全な災害廃棄物処理体制の構築」を基本方針としている。

また、「やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり～調和と循環により、かけがえのない環境を守る～」を趣旨とし、ごみ総排出量、1人1日当たり排出量、再生利用率、最終処分量の目標を設定している。

表 3-5-1 ごみの発生抑制及び再生利用に関する目標

項目	国（環境省）			愛媛県
	廃棄物処理法の基本方針	第五次循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画	第五次えひめ循環型社会推進計画
策定年月	令和5年6月	令和6年8月	令和5年6月	令和4年3月
基準年度	平成24年度	—	—	令和2年度
目標年度	令和7年度	令和12年度	令和7年度	令和7年度
排出量に係る目標値	一般廃棄物の排出量をH24比約16%削減 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を440g	1人1日当たりごみ焼却量：約580g	1人1日当たりのごみ排出量：約850g/人・日 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：約440g/人・日 事業系ごみ排出量：約1,100万トン	①ごみ総排出量をR2から約8%削減、1人1日当たり排出量をR2から約2%削減 ②再生利用率を約28%に増加 ③最終処分量をR2から約12%削減

## 第6節 ごみ処理システムの評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省）に基づき、本市のごみ処理システムを評価した。比較対象としたのは、産業構造等の似通った全国の類似自治体であり、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価を行った。

「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」が類似市町村と比較してやや平均を下回る偏差値を示しているが、その他の項目については平均程度もしくは上回っている。

今後も、費用対効果を勘案しながら、更なるごみ処理システムの向上に向けて取り組んでいく。

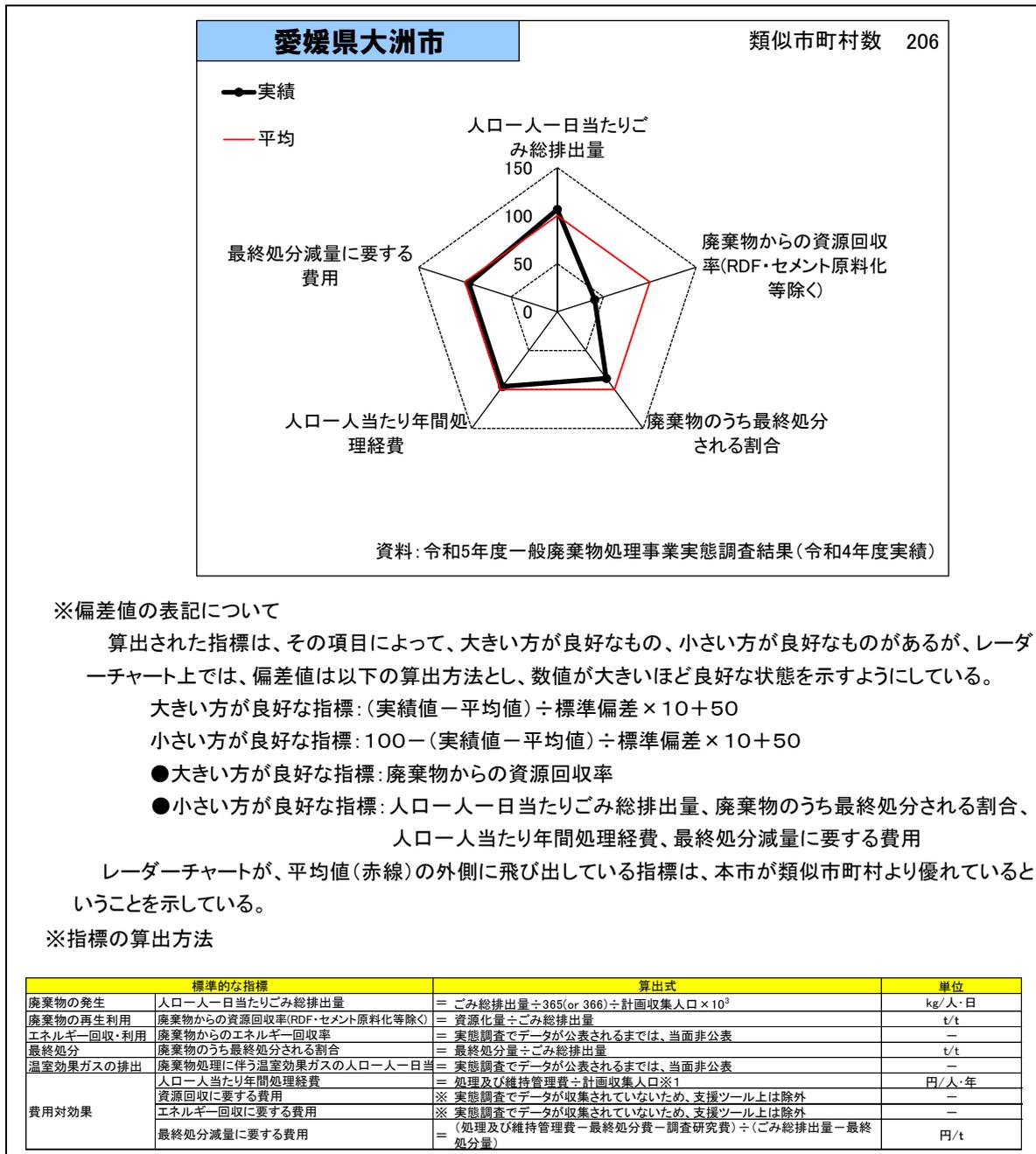


図 3-6-1 ごみ処理システム分析結果（令和4年度実績比較）

## 第7節 課題の抽出

本市のごみの排出、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るまでの現状でのシステム、実績等は前述したとおりである。

本計画では、こうした現状を踏まえ、ごみ処理事業における課題を抽出し、問題の解決策を検討し、方針・目標を策定することとする。

### 1. 排出抑制の課題

本市では、生ごみ処理容器等補助金やごみの7種分別の徹底、廃食用油の回収を実施し、排出抑制及び資源化の推進を図っている。

1人1日平均排出量は、年々減少傾向であるが、市民への更なる啓発や意識の醸成を継続的に行っていく必要がある。

### 2. 収集・運搬の課題

本市は、中山間地域が多く、効率の面から収集回数の少ない地区を設定しているが、今後も必要に応じて収集・運搬体制の見直しを検討し、システムの効率化を図っていく必要がある。

また、令和3年10月よりごみ出し困難者支援事業を実施しているが、高齢者世帯などごみの排出が困難な世帯が増加傾向にあるため、福祉部局と連携しながら、ごみ出し支援の方策を見直していく必要がある。

### 3. 中間処理の課題

「第6節 ごみ処理システムの評価」より、本市の「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は類似市町村と比較して、平均を下回っている。

本市の資源化率は、過去5年間をみると減少傾向となっており、資源化の推進が必要となっている。

今後は、分別の徹底を推進し、資源化率の向上を図る必要がある。

### 4. 最終処分の課題

本市では、焼却残さや、直接搬入のもやさないごみを最終処分している。

最終処分量、最終処分率は令和4年度まで減少傾向にあったが、近年は概ね横ばい傾向となっており、今後も継続して、ごみ排出量の減量化を推進し、最終処分量の削減を図る必要がある。

## 第8節 前回計画の目標の達成状況

ここでは、前回計画（大洲市一般廃棄物処理基本計画：令和2年3月改定）で設定されたごみ減量化目標に対する達成状況を、実績値を用いて評価する。

### 1. 前回計画の目標

前回計画で設定されたごみ減量化目標は、以下のとおりである。

表 3-8-1 前回計画の目標設定

項目	第四次えひめ循環型 社会推進計画	前回計画
基準年度	平成27年度	平成27年度
目標年度	令和2年度	令和11年度
①ごみ総排出量	約11%削減	10%以上削減
②1人1日平均排出量	5%削減	5%以上削減
③資源化率	約27%	10%以上
④最終処分量	約12%削減	約20%削減

### 2. 達成状況

令和5年度の目標は、ごみ総排出量、1人1日平均排出量及び最終処分量は達成できているものの、資源化率において、目標を達成できていない状況にある。

なお、ごみ総排出量及び最終処分量の減少は、想定以上の人口減少によるものと推察される。

表 3-8-2 前回計画のごみ減量目標と実績

年度	項目	ごみ総排出量 (t/年)	1人1日 平均排出量 (g/人・日)	資源化率 (%)	最終処分量 (t/年)
	令和5年度(目標値)		13,293	883.7	8.6
令和5年度(実績値)		12,638	875.8	6.3	1,559
達成状況		○	○	×	○

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 計画策定の基本方針

本市の最上位計画である大洲市総合計画では、市の将来像を「きらめくおおず～みんな輝く肱川流域のまち～」と定め、その将来像を実現するための、基本目標の中で、「自然きらめくまちづくり」を柱のひとつとしている。

その施策として、環境保全・衛生の推進を行い、快適で安全な循環型社会の実現に向けて、分別収集の徹底により、ごみの回収・処分・処理の適正化、ごみの不法投棄の防止を推進することとしている。

国においては、第五次循環基本計画（令和6年8月）を策定し、新たな計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進を掲げ、その実現に向けて令和12年度までに国が講ずべき施策を示している。

本市の現状としては、今後少子高齢化が進み、人口が減少することにより、廃棄物処理行政についても何らかの影響を受けると考えられ、本計画においても、以上のことを踏まえ、基本方針を次のとおり定める。

表 4-1-1 ごみ処理基本方針

基本方針	取組内容
発生抑制・再使用の推進	市民・事業者に対してごみの発生抑制・再使用に対する意識の啓発を行い、主体的協力を働きかけるとともに、発生抑制・再使用を推進するための施策を検討し、実施していく。
資源化の推進	発生したごみについては、市民及び事業者に対し、分別を徹底して行うように周知し、資源化率の向上を図る。
適正処理の推進	本市で発生したごみについて、法令等に定められた処理方法が遵守されるよう、市民・事業者にも周知・指導を行うとともに、大洲市環境センター及び大洲市不燃物理立地の適正な維持管理を継続していく。 また、ごみ処理体制について、状況に応じて見直し、より効率的で効果的なごみ処理システムを構築する。

## 第2節 排出量及び処理・処分量の予測

### 1. 計画人口

本計画で用いる将来の計画処理区域内人口を以下に示す。

表 4-2-1 将来の計画処理区域内人口

(単位：人)

項目	人口	
	前計画 (推計)	実績・推計
R1	42,997	42,371
R2	42,523	41,683
R3	42,068	40,948
R4	41,632	40,255
R5	41,213	39,534
R6	40,809	<b>39,130</b>
R7	40,420	<b>38,741</b>
R8	40,046	<b>38,367</b>
R9	39,684	<b>38,005</b>
R10	39,334	<b>37,655</b>
R11	38,997	<b>37,318</b>

※令和6年度以降は推計値である。

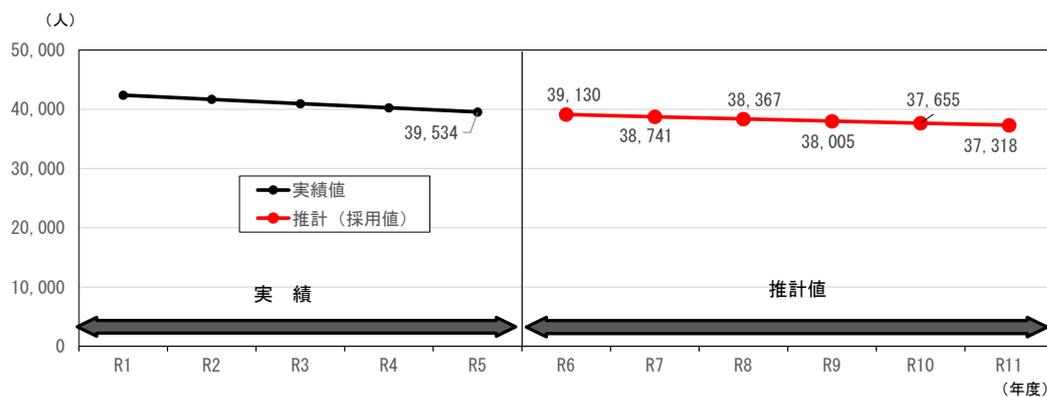


図 4-2-1 将来の計画処理区域内人口

## 2. ごみ排出量及び処理・処分量

### 1) 予測手法

家庭系ごみは1人1日平均排出量を用い、事業系ごみは1日平均排出量を用いて、それぞれトレンド式により予測を行う。予測に当たっては、現状の施策以外に新たな取組みをしない場合を想定する。

処理・処分量は、実績よりそれぞれの比率を設定し算出する。

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法を以下に示す。

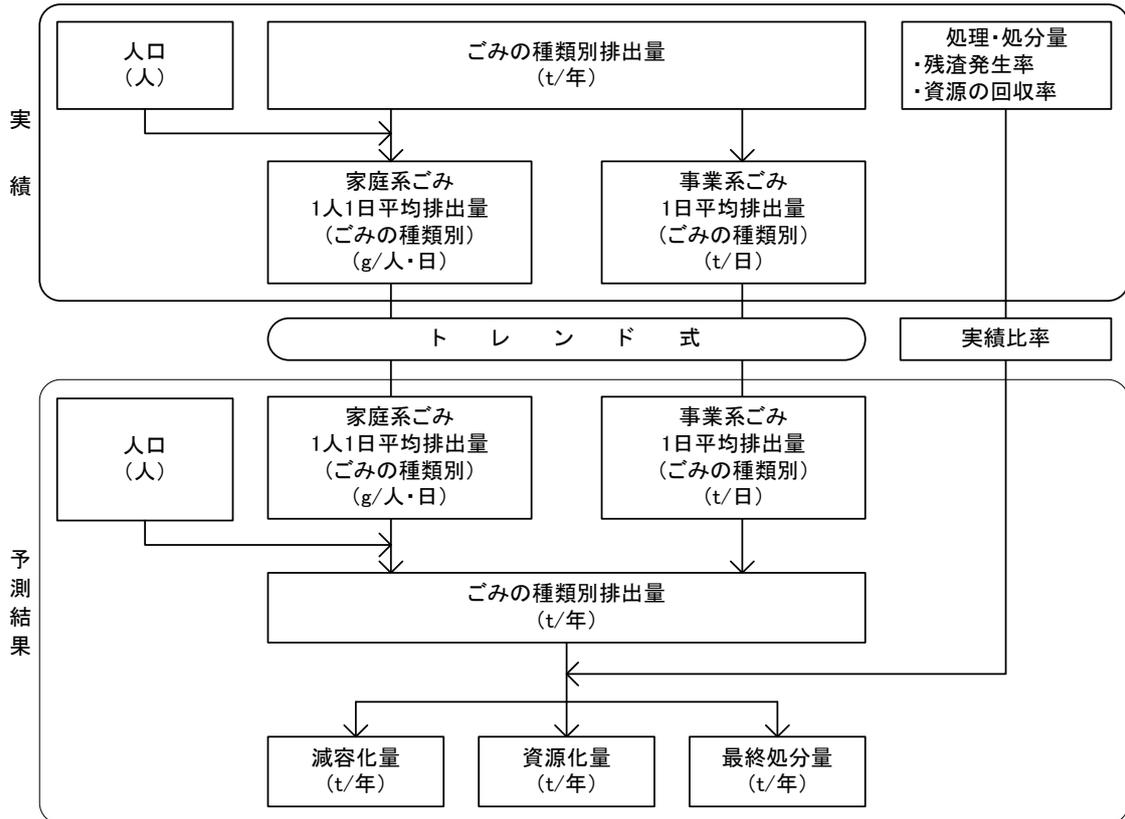


図 4-2-2 予測手法

## 2) ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果

ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果を以下に示す。

### (1) ごみの種類別排出量の予測結果

ごみ総排出量は、減少する見込みであり、令和 11 年度は 11,820t/年となる予測結果となっている。

表 4-2-2 ごみ排出量の予測結果

項目	年度	実績	予測
		R5	R11
計画収集人口	人	39,534	37,318
ごみ総排出量	t/年	12,638	11,820
家庭系ごみ量	t/年	7,567	6,892
もやすごみ	t/年	6,518	5,948
もやさないごみ	t/年	290	259
資源ごみ	t/年	732	659
有害ごみ	t/年	10	10
粗大ごみ	t/年	17	16
事業系ごみ量	t/年	5,071	4,928
もやすごみ	t/年	5,071	4,928

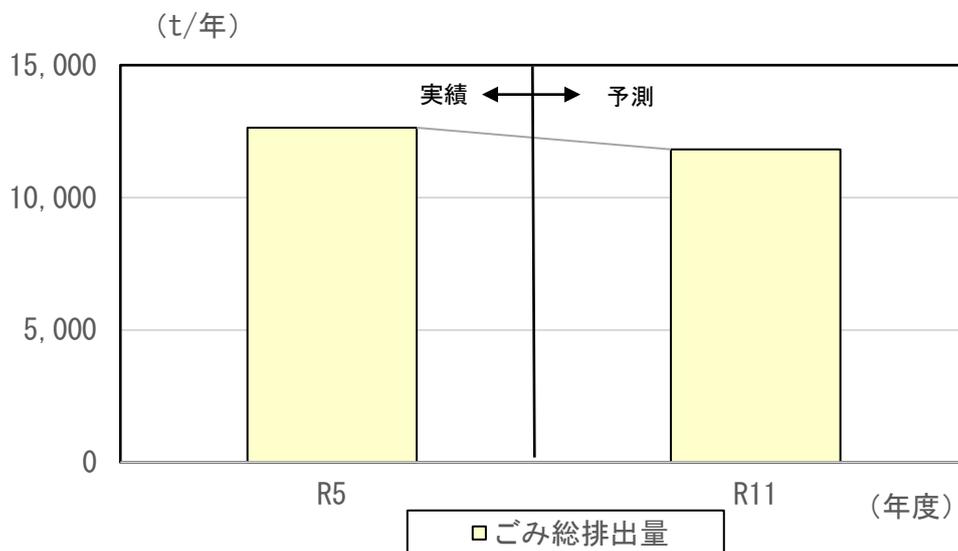


図 4-2-3 ごみ排出量の予測結果

## (2) 家庭系ごみ 1 人 1 日平均排出量及び事業系ごみ 1 日平均排出量の予測結果

1 人 1 日平均排出量（合計）は、減少する見込みであり、令和 11 年度は 867.8g/人・日となる予測結果となっている。

家庭系ごみ 1 人 1 日平均排出量は、減少する見込みであり、令和 11 年度は 506.0g/人・日となる予測結果となっている。

事業系ごみ 1 日平均排出量は、減少する見込みであり、令和 11 年度は 13.5t/日となる予測結果となっている。

表 4-2-3 家庭系ごみ 1 人 1 日平均排出量及び事業系ごみ 1 日平均排出量の予測結果

項目	年度	実績	予測
		R5	R11
家庭系ごみ1日平均排出量	t/日	20.7	19.0
事業系ごみ1日平均排出量	t/日	13.9	13.5
1日平均排出量（合計）	t/日	34.6	32.5
1人1日平均排出量（合計）	g/人・日	875.8	867.8
家庭系ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	524.4	506.0
事業系ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	351.4	361.8
家庭系ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	524.4	506.0
もやすごみ	g/人・日	451.7	436.7
もやさないごみ	g/人・日	20.1	19.0
資源ごみ	g/人・日	50.7	48.4
有害ごみ	g/人・日	0.7	0.7
粗大ごみ	g/人・日	1.2	1.2
事業系ごみ1日平均排出量	t/日	13.9	13.5
もやすごみ	t/日	13.9	13.5

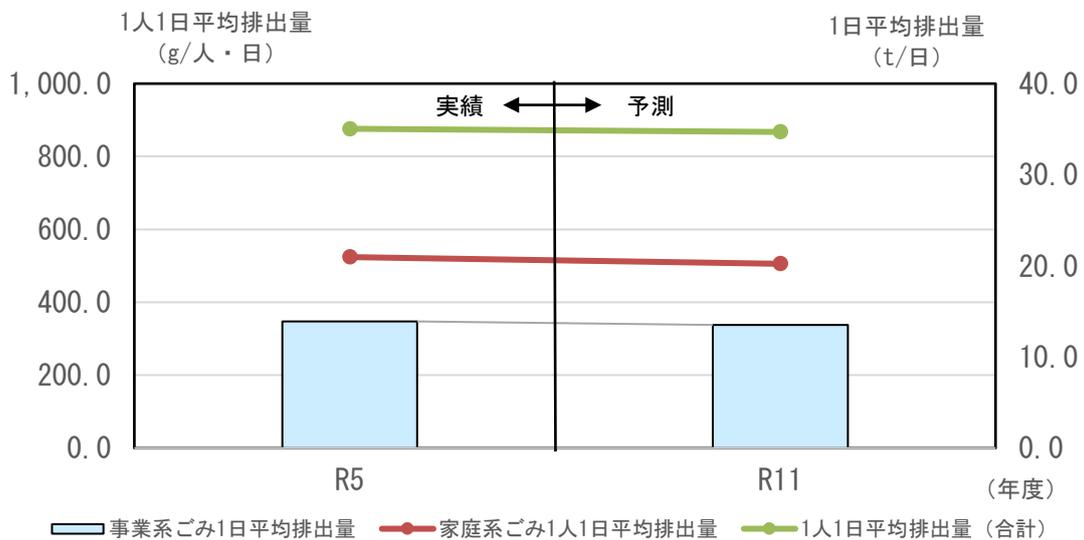


図 4-2-4 家庭系ごみ 1 人 1 日平均排出量及び事業系ごみ 1 日平均排出量の予測結果

### (3) ごみの処理・処分量の予測結果

#### ① 焼却処理量と減容化量の予測結果

焼却処理量は、減少する見込みであり、令和 11 年度は 10,930t/年となる予測結果となっている。

減容化率は、令和 11 年度で令和 5 年度と同様の割合となる予測結果となっている。

表 4-2-4 焼却処理量と減容化量の予測結果

(単位：t/年)

項目		実績	予測
		R5	R11
ごみ総排出量		12,638	11,820
焼却処理量	焼却処理	11,604	10,930
	もやすごみ	11,545	10,876
	資源ごみ・もやさないごみからの可燃残さ	44	40
	粗大ごみからの可燃残さ	15	14
搬出量	焼却灰	1,369	1,290
減容化量		10,235	9,640
減容化率		88.2%	88.2%

※減容化量＝焼却処理量－搬出量

※減容化率＝減容化量÷ごみ総排出量

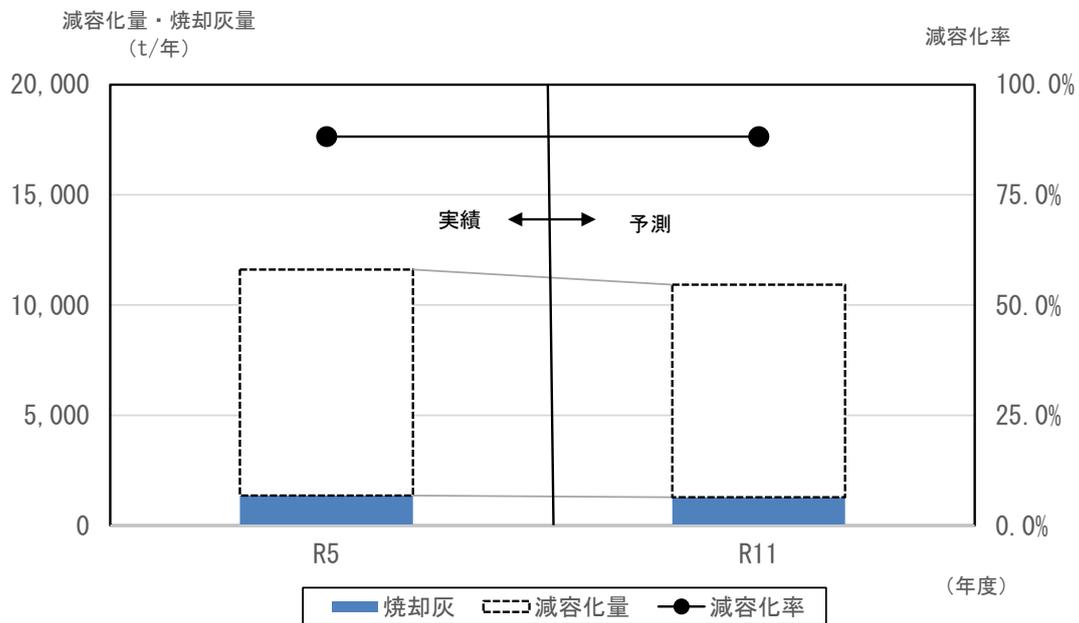


図 4-2-5 焼却処理量と減容化量の予測結果

## ②資源化量の予測結果

資源化量は、減少する見込みであり、令和 11 年度は 720t/年となる予測結果となっている。

資源化率は、令和 11 年度で 6.1%となる予測結果となっている。

表 4-2-5 資源化量と資源化率の予測結果

(単位：t/年)

項目	実績	予測
	R5	R11
ごみ総排出量	12,638	11,820
資源化量	800	720
もやさないごみ・資源ごみからの資源化量	798	718
缶・びん、発泡スチロール容器・ペットボトル、乾電池、鉄類	377	339
古紙・紙パック・紙製容器包装・古布	421	379
粗大ごみからの資源化量（鉄類）	2	2
資源化率	6.3%	6.1%

※資源化率＝資源化量÷ごみ総排出量

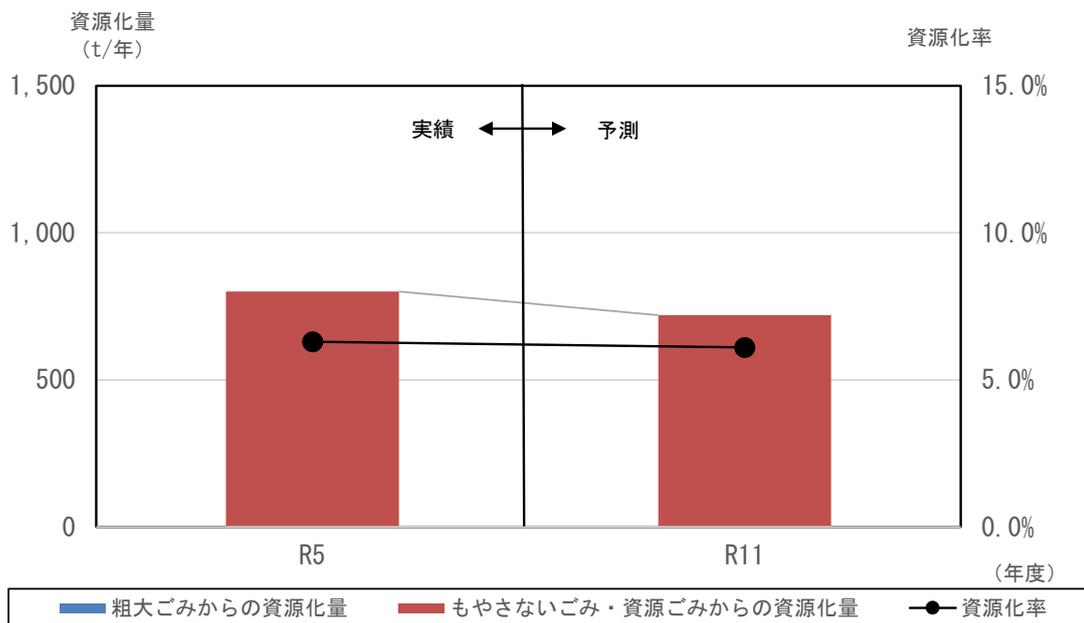


図 4-2-6 資源化量と資源化率の予測結果

### ③最終処分量の予測結果

最終処分量は、減少する見込みであり、令和 11 年度は 1,460t/年となる予測結果となっている。

最終処分率は、令和 11 年度で 12.4%となる予測結果となっている。

表 4-2-6 最終処分量と最終処分率の予測結果

(単位：t/年)

項目	実績	予測
	R5	R11
ごみ総排出量	12,638	11,820
最終処分量	1,559	1,460
焼却灰	1,369	1,290
資源ごみ・もやさないごみからの埋立残さ	166	149
粗大ごみからの埋立残さ	0	0
もやさないごみ（直接搬入）	24	21
最終処分率	12.3%	12.4%

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

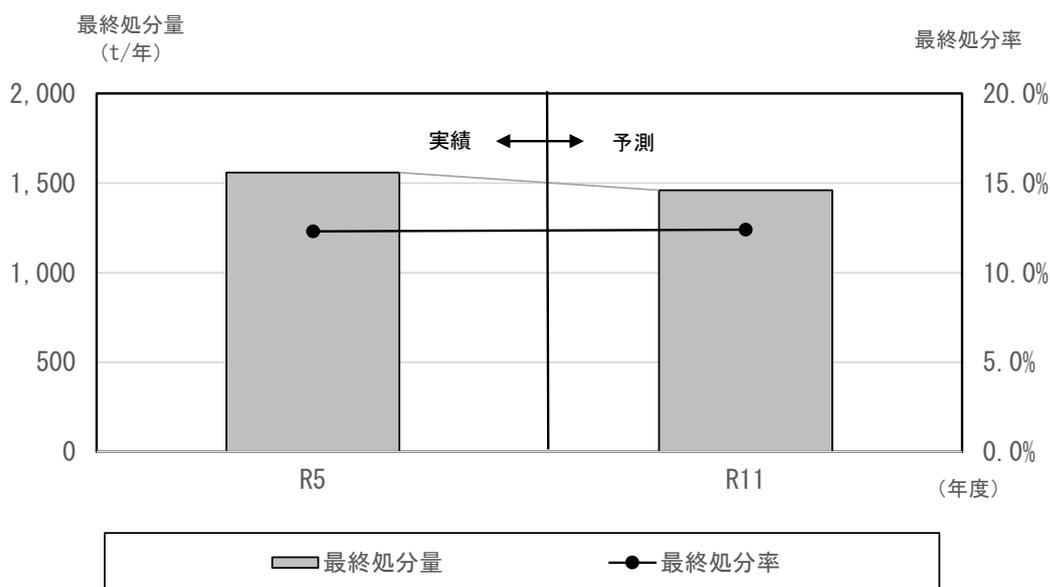


図 4-2-7 最終処分量と最終処分率の予測結果

### 3. ごみ排出量及び処理・処分量の目標

#### 1) 目標設定の概要

今回の改定では、前回計画では平成 27 年度の実績値を基準とし策定していた各目標値を、「第五次県計画」と同様に令和 2 年度の実績値を基準とし、当初設定した各目標値の達成状況を検証するとともに、今回の改定時に入手可能な統計データ等を用いた予測値や今後の取り組み等を勘案しながら、各目標値の見直しを行った。

#### 2) 本計画における目標

##### (1) ごみ総排出量

前回計画では、平成 27 年度の「ごみ総排出量」を基準値とし、令和 11 年度には 10% 以上削減することを目標と定め、目標達成時の「ごみ総排出量」は令和 11 年度には 12,073t/年（約 18%削減）となることとしていた。

本市では、令和 2 年度には 13,313t/年（約 10%削減）まで、令和 5 年度には 12,638t/年（約 14%削減）まで削減でき、令和 5 年度目標値を達成している。これは、各施策を実施した結果ではなく、想定以上の人口減少によるものが大きいと考えられる。

また、令和 2 年度から令和 5 年度の実績を基にした予測結果では、令和 11 年度には 11,820t/年と、前回計画の目標値を達成可能な状況にある。

今回の改定では、新たな分別収集等の施策を実施するなど、減量を目指すこととし、また、関連計画等の目標値を加味し、令和 2 年度の基準年度から令和 11 年度に 20% 以上削減することを目標とする。

##### (2) 1 人 1 日平均排出量（1 人 1 日当たり排出量）

前回計画では、平成 27 年度の「1 人 1 日平均排出量」を基準値とし、令和 11 年度には 5% 以上削減することを目標と定め、目標達成時の「1 人 1 日平均排出量」は令和 11 年度には 848.2g/人・日（約 5%削減）となることとしていた。

本市では、この目標に基づき各種施策を実施した結果、令和 2 年度には 875.0g/人・日（約 2%削減）と僅かに削減したものの、それ以降、概ね横ばいで推移している状況にある。

今回の改定では、ごみ総排出量を 20% 以上削減することに伴い、新たな分別収集等を実施するなど、令和 2 年度の基準値から令和 11 年度に 10% 以上削減することを目標とする。

### (3) 資源化率（リサイクル率）

前回計画では、平成 27 年度の「資源化率」を基準値とし、令和 11 年度には 10%以上をすることを目標と定め、目標達成時の「資源化率」は令和 11 年度には 10.9%となることとしていた。

本市では、この目標に基づき各種施策を実施しているが、令和 2 年度には 7.1%、令和 5 年度は 6.3%と「資源化率」が上がっていないところである。

さらに、令和元年度から令和 5 年度の実績を基にした予測結果では令和 11 年度では 6.1%となり、前回計画の目標値を達成できない状況にある。

このため今回の改定では、資源ごみの分別の徹底を図るなどの新たな施策（プラスチック製品の分別）を実施することにより資源化率の増加を目指すこととし、令和 11 年度には 10%以上とすることを目標とする。

### (4) 最終処分量

前回計画では、平成 27 年度の「最終処分量」を基準値とし、令和 11 年度に 20%以上削減することを目標と定め、目標達成時の「最終処分量」は令和 11 年度には 1,440t/年（約 20%削減）となることとしていた。

本市では、この目標に基づき各種施策を実施した結果、令和 2 年度には 1,637t/年（約 9%削減）まで削減され、令和 5 年度には 1,559t/年まで削減することができており、令和 5 年度目標値を達成するなど、「最終処分量」の削減は計画どおり進んでいるところである。

今回の改定では、新たな施策を実施するなど、更なる減量を目指すこととし、また、関連計画等の目標値を加味し、令和 2 年度の基準年度から令和 11 年度に 12%以上削減することを目標とする。

表 4-2-7 本計画の目標設定

項目	第五次えひめ循環型社会推進計画	本計画
基準年度	令和2年度	令和2年度
目標年度	令和7年度	令和11年度
①ごみ総排出量	約8%削減	20%以上削減
②1人1日平均排出量	約2%削減	10%以上削減
③資源化率	28%	10%以上
④最終処分量	約12%削減	12%以上削減

### 3) ごみ排出量及び処理・処分量の目標

ごみ排出量及び処理・処分量の目標を以下に示す。

#### (1) ごみの種類別排出量の目標

目標達成時のごみの総排出量は、令和 11 年度に 10,482t/年となる。

表 4-2-8 ごみ排出量の目標

項目	年度	実績		目標
		R2	R5	R11
計画収集人口	人	41,683	39,534	37,318
ごみ総排出量	t/年	13,313	12,638	10,482
家庭系ごみ量	t/年	8,181	7,567	6,357
もやすごみ	t/年	6,990	6,518	5,006
もやさないごみ	t/年	337	290	211
資源ごみ	t/年	829	732	1,114
有害ごみ	t/年	10	10	10
粗大ごみ	t/年	15	17	16
事業系ごみ量	t/年	5,132	5,071	4,125
もやすごみ	t/年	5,132	5,071	4,125

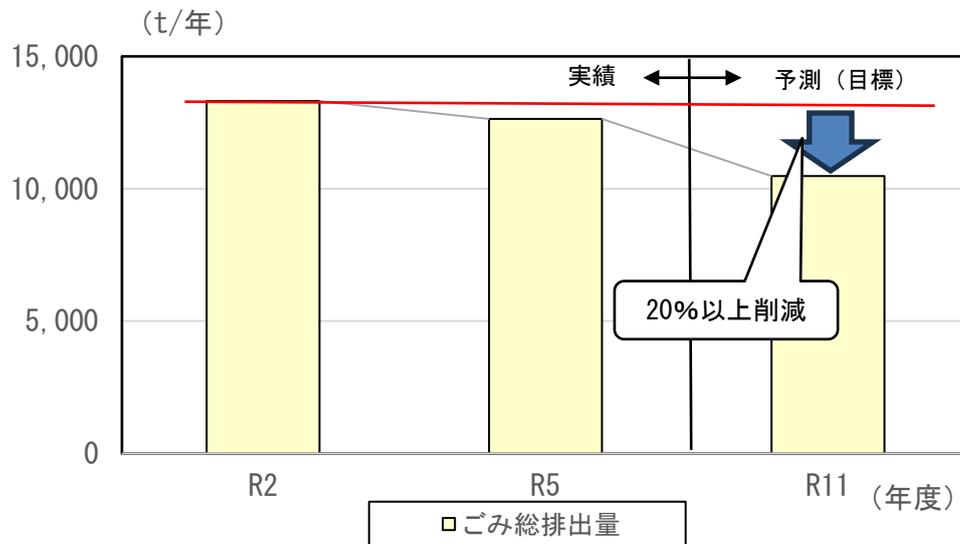


図 4-2-8 ごみ排出量の目標

## (2) 家庭系ごみ 1 人 1 日平均排出量及び事業系ごみ 1 日平均排出量の目標

目標達成時の 1 人 1 日平均排出量（合計）は、令和 11 年度に 769.5g/人・日となる。

目標達成時の家庭系ごみ 1 人 1 日平均排出量は、令和 11 年度に 466.7g/人・日となる。

目標達成時の事業系ごみ 1 日平均排出量は、令和 11 年度に 11.3t/日となる。

表 4-2-9 家庭系ごみ 1 人 1 日平均排出量及び事業系ごみ 1 日平均排出量の目標

項目	年度	実績		目標
		R2	R5	R11
家庭系ごみ1日平均排出量	t/日	22.4	20.7	17.0
事業系ごみ1日平均排出量	t/日	14.1	13.9	11.3
1日平均排出量（合計）	t/日	36.5	34.6	28.3
1人1日平均排出量（合計）	g/人・日	875.0	875.8	769.5
家庭系ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	537.7	524.4	466.7
事業系ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	337.3	351.4	302.8
家庭系ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	537.8	524.4	466.7
もやすごみ	g/人・日	459.4	451.7	367.5
もやさないごみ	g/人・日	22.2	20.1	15.5
資源ごみ	g/人・日	54.5	50.7	81.8
有害ごみ	g/人・日	0.7	0.7	0.7
粗大ごみ	g/人・日	1.0	1.2	1.2
事業系ごみ1日平均排出量	t/日	14.1	13.9	11.3
もやすごみ	t/日	14.1	13.9	11.3

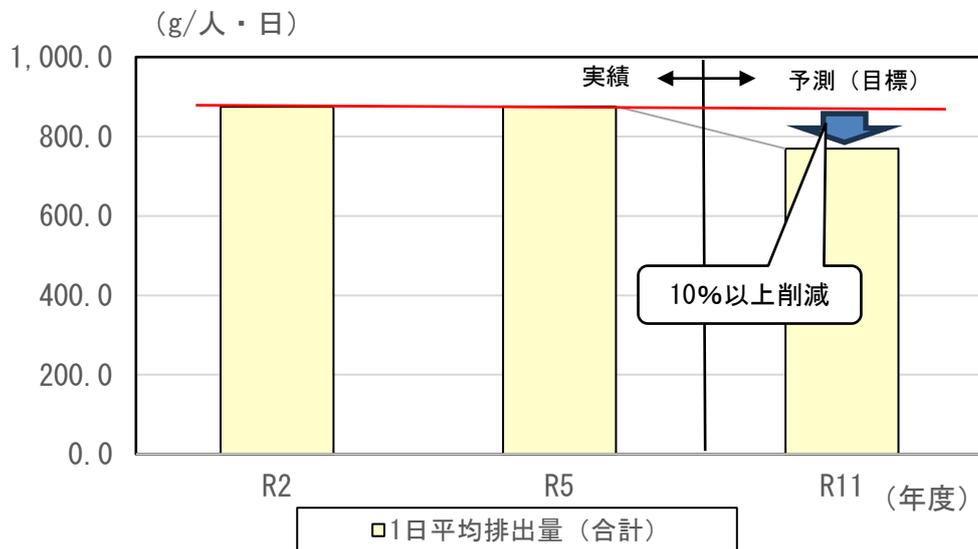


図 4-2-9 1 人 1 日平均排出量（合計）の目標

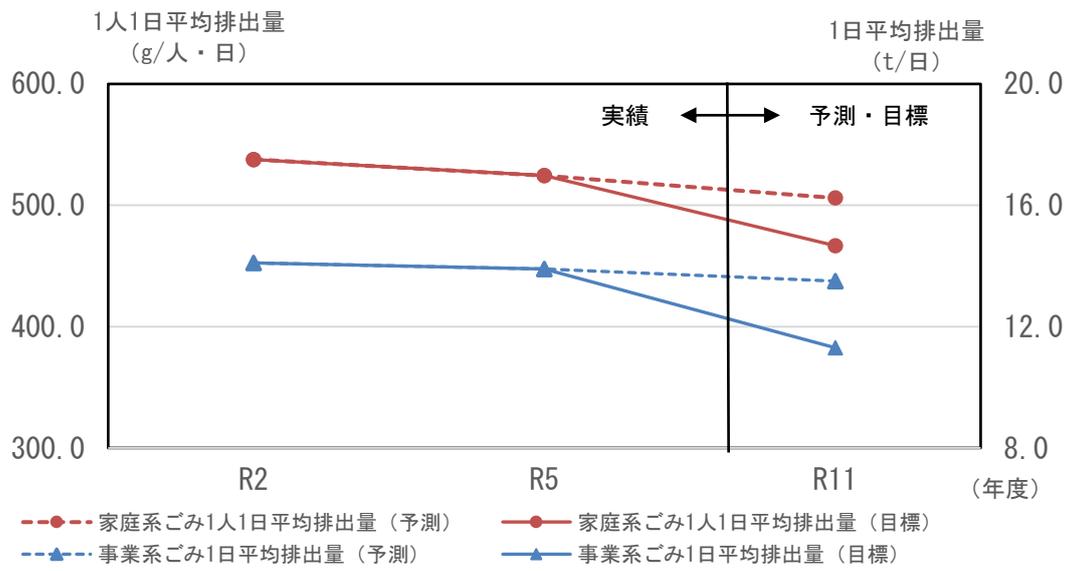


図 4-2-10 家庭系ごみ 1 人 1 日平均排出量及び事業系ごみ 1 日平均排出量の目標

### (3) ごみの処理・処分量の目標

#### ① 焼却処理量と減容化量の目標

目標達成時の焼却処理量は、令和 11 年度に 9,203t/年となる。また、減容化率は、令和 11 年度に 88.2%となる。

表 4-2-10 焼却処理量と減容化量の目標

(単位：t/年)

項目	実績		目標	
	R2	R5	R11	
ごみ総排出量	13,313	12,638	10,482	
焼却処理量	焼却処理	12,136	11,604	9,203
	もやすごみ	12,076	11,545	9,131
	資源ごみ・もやさないごみからの可燃残さ	46	44	58
	粗大ごみからの可燃残さ	14	15	14
搬出量	焼却灰	1,449	1,369	1,086
減容化量		10,687	10,235	8,117
減容化率		88.1%	88.2%	88.2%

※減容化量＝焼却処理量－搬出量

※減容化率＝減容化量÷ごみ総排出量

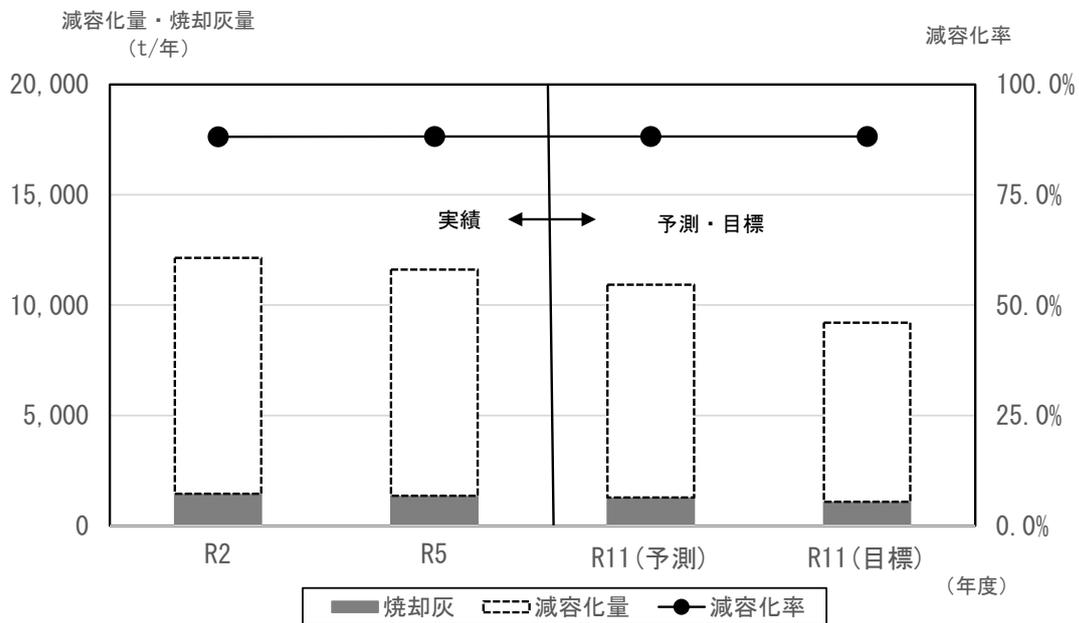


図 4-2-11 焼却処理量と減容化量の目標

## ②資源化量の目標

目標達成時の資源化量は、令和11年度に1,046t/年となる。また、資源化率は、令和11年度に10.0%となる。

表 4-2-11 資源化量と資源化率の目標

(単位：t/年)

項目	実績		目標
	R2	R5	R11
ごみ総排出量	13,313	12,638	10,482
資源化量	943	800	1,046
もやさないごみ・資源ごみからの資源化量	942	798	1,044
缶・びん、発泡スチロール容器・ペットボトル、乾電池、鉄類	443	377	493
古紙・紙パック・紙製容器包装・古布	499	421	551
粗大ごみからの資源化量（鉄類）	1	2	2
資源化率	7.1%	6.3%	10.0%

※資源化率＝資源化量÷ごみ総排出量

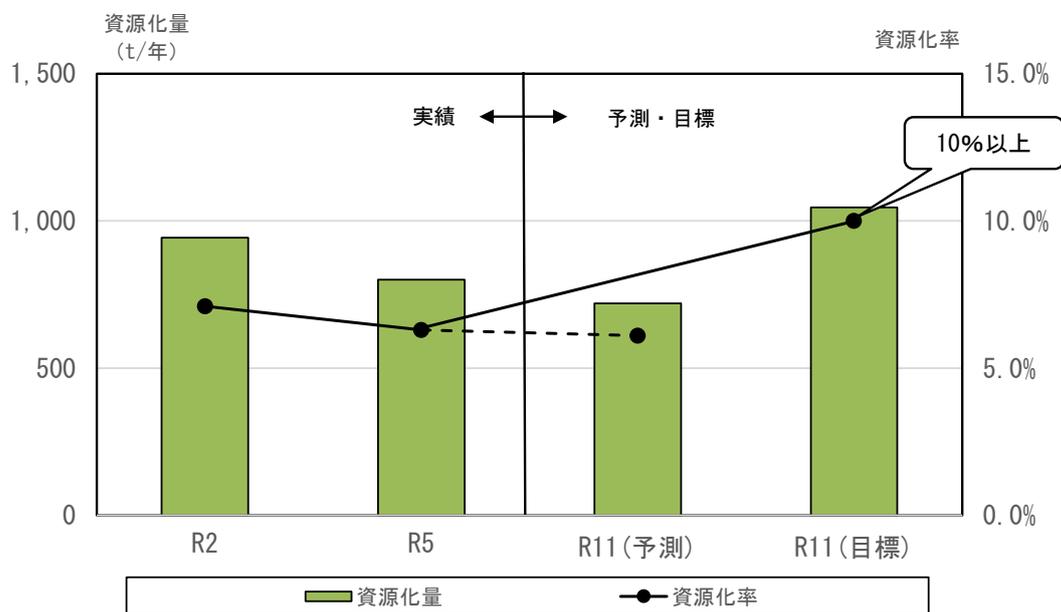


図 4-2-12 資源化量と資源化率の目標

### ③最終処分量の目標

目標達成時の最終処分量は、令和 11 年度に 1,319t/年となる。最終処分率は、令和 11 年度に 12.6%となる。

表 4-2-12 最終処分量と最終処分率の目標

(単位：t/年)

項目	実績		目標
	R2	R5	R11
ごみ総排出量	13,313	12,638	10,482
最終処分量	1,637	1,559	1,319
焼却灰	1,449	1,369	1,086
資源ごみ・もやさないごみからの埋立残さ	160	166	215
粗大ごみからの埋立残さ	0	0	0
もやさないごみ（直接搬入）	28	24	18
最終処分率	12.3%	12.3%	12.6%

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

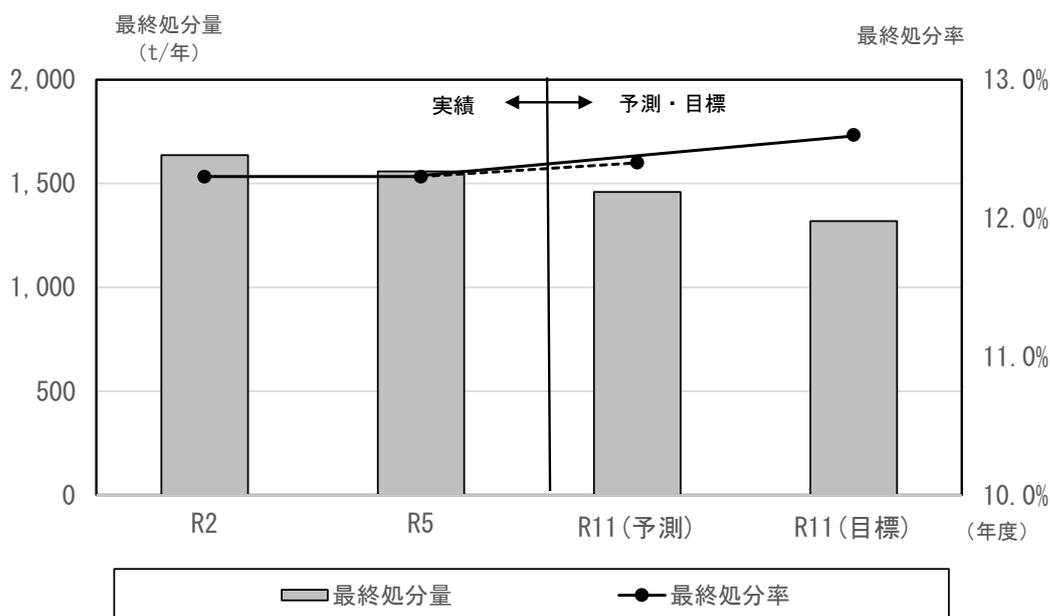


図 4-2-13 最終処分量と最終処分率の目標

## 第3節 ごみの発生・排出抑制のための方策

### 1. 行政における方策

本市におけるごみの減量化・再生利用を図るため、行政・市民・事業者の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図る。

#### 1) 3R活動や廃棄物・リサイクル関係制度の普及啓発

- ・広報等により、使い捨て型ライフスタイルの見直しや、3R活動の推進について、啓発を行う。
  - ・自治会、任意団体など、市民に対し幅広く環境教育・環境学習の充実を図り、3Rの普及啓発を行う。
  - ・広報等により、マイバッグ運動、簡易包装やマイボトル等の使用、リターナブルびんの使用など、ごみを増やさないための取り組みを周知し、推進する。
  - ・個別リサイクル法（容器包装、家電、食品、プラスチック製品など）について、制度の理解促進を図り、適正処理・資源の循環利用を推進する。
  - ・生ごみ処理容器等補助金について更なる周知を行い、利用を促進することにより、生ごみの減量及び堆肥としての資源化を図る。
- ※3Rとは、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）をいう。

#### 2) 分別収集の徹底、ごみ収集・処理やリサイクルの効率化

- ・各戸配布している「家庭ごみ7種分別表」と「ごみ出しカレンダー」を分かりやすいよう改定し、正しい分別方法の推進を図る。
- ・小型家電リサイクルについて、現在実施しているもやさないごみからのピックアップ回収に加え、適正な処理方法を周知する。また、本市の状況にあわせた回収方法を検討する。
- ・ごみの収集・処理体制の適宜見直しや新たなリサイクルルートへの検討・構築により、ごみ処理システムの更なる効率化を図る。
- ・現在分別することとしている種類のごみについて、分別の意識が低いと考えられる雑紙等をピックアップし、重点的に分別徹底の周知を図る。
- ・プラスチック資源循環促進法に基づき、本計画期間内で実施するための具体的なプラスチック製品の資源化に向けた分別収集や処理方法などを検討する。
- ・現在実施している家庭から出る廃食用油の回収について、さらに周知徹底を行うことにより回収量を増やし、リサイクルを推進する。
- ・事業者に対し、適正処理とあわせて、リサイクルの重要性を周知し、事業系ごみの排出抑制、再生利用を推進する。

### 3) 廃棄物適正処理の推進、最終処分場の適正管理

- ・本市では、もやすごみ（中間処理による可燃残さを含む。）については、大洲市環境センターで、もやさないごみ・資源ごみ・有害ごみ・粗大ごみについては、委託により処理を行っており、今後も適正処理を継続して行う。
- ・本計画期間内に実施する予定としているプラスチック製品の処理方法について、具体的な方策を検討する。
- ・大洲市不燃物埋立地の適正管理を継続するとともに、ごみ減量化による最終処分量の削減を推進する。

### 4) グリーン購入の推進、地域循環圏の構築

- ・「国等による環境物品等の調達に関する法律」(グリーン購入法)に基づき、庁用品に再生品を積極的に使用する。また、民間の事業所や団体においてもグリーン購入が普及するよう啓発に努める。

## 2. 市民における方策

市民は、ごみを排出する当事者として自ら発生・排出抑制に努めるとともに、市が行うごみの減量化・再生利用に関する施策に協力する。

### 1) 3R活動・環境に配慮した消費行動（環境にやさしい買い物）の実践

- ・3Rに取り組み、ごみの減量・資源化を図る。
- ・マイバッグを買い物の際持参し、使い捨ての商品購入をなるべく控えるとともに、環境配慮型商品の購入、簡易包装への協力、はかり売りの利用を積極的に行い、環境にやさしい買い物を実践する。

### 2) ごみを出さない生活スタイルへの転換

- ・物を大切にし、より長期間使用できる商品を購入するなど、ごみをなるべく出さないように実践をする。
- ・生ごみは水切りを徹底し、生ごみ処理容器・電気式生ごみ処理機の利用により減量・資源化を行う。
- ・生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理容器等の購入に対する補助を継続して行う。

### 3) 食品ロスの削減

- ・必要なだけの食品を購入するなど、賞味期限切れなどで廃棄しなければならない食品を減らし、ごみを出さないように実践する。また、賞味期限と消費期限の違いを正しく理解し、廃棄しなければならない食品との区別をつけることにより、食品ロスの削減を推進する。
- ・残っている食材から使う、捨てる部分をできるだけ少なくするなど調理を工夫していく。
- ・宴会時の食べ残しを減らすための取組である3010運動を実践する。

### 4) ごみの分別・資源回収等への協力

- ・ごみの分別を徹底し、資源化を推進する。また、リターナブル容器の利用・返却やスーパーなどの店頭回収へ協力し、資源回収を促進する。
- ・ごみ出しの時間を守り、その地区で決められたごみステーション管理の方法を遵守するなど、マナーを大切にし、適正なごみの排出を実践する。
- ・家電リサイクル法対象品については、購入した小売店等に引き渡すなど、決められた排出方法を遵守する。

### 5) 不法投棄防止等への協力

- ・ごみのポイ捨て、廃家電等の不法投棄は絶対にしない。
- ・所有地を適正に管理し、不法投棄が行われないようにする。
- ・本市の許可業者以外の者に、ごみの収集を依頼しない。

### 3. 事業者における方策

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制・再生利用等により、その減量に努めるとともに、市が行うごみの資源化・再生利用に関する施策に協力する。

#### 1) 拡大生産者責任の徹底

製造事業者は、拡大生産者責任に基づき、製品等の製造や流通、消費の段階において、ごみの発生が少なく、リサイクルしやすい製品の設計・開発に努める。

また、流通・販売事業者は、簡易包装の呼びかけや消費者によるマイバッグ持参運動に積極的に協力し、消費者の3R活動を推進する。

#### 2) 環境にやさしい製品やサービスの提供

流通・販売事業者は、ごみの減量やリサイクルに効果的な製品、再生品を積極的に取り扱う。

また、はかり売りの実施や店舗における容器包装などの資源回収を行い、環境にやさしいサービスの提供を行う。

#### 3) 事業活動における3Rの実践

オフィスペーパーの削減・リサイクルや事業所から発生するごみの分別徹底など、事業活動における3Rに取り組む。

また、食品リサイクル法に基づく生ごみの資源化に努め、ごみの減量を図る。

#### 4) 新しいリサイクルシステムの構築

ごみの減量・資源化に取り組むとともに、新たなリサイクルルート検討を行い、より効率的なリサイクルシステムの構築を行う。

#### 5) 廃棄物処理法や各種リサイクル法の理解

廃棄物処理法や個別リサイクル法（容器包装、家電、食品、プラスチック製品など）を遵守し、適正処理を行う。

## 4. 食品ロス削減対策

### 1) 国の取組み

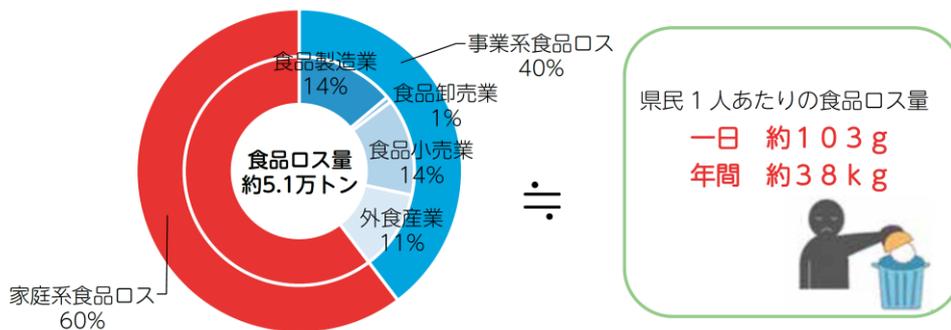
食品ロス削減に関しては、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。都道府県は基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を、市町村は基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画をそれぞれ定めるよう努めなければならないものとされているほか、基本方針は事業者、消費者等の取組みの指針ともなっている。

### 2) 愛媛県の取組み

愛媛県では、循環型社会や低炭素社会の実現のため、「もったいない」の精神を活かした県民総参加による食品ロス削減運動を積極的に展開するため、「第五次えひめ循環型社会推進計画」に取り組むべき施策（重点プログラム）のひとつに「食品ロスの削減」を掲げ、食品ロス削減対策を実施している。また、「第三次えひめ環境基本計画」においても、未来を支える人づくりしくみづくりの施策として、「食品ロスの削減」を盛り込んでいる。なお、農林水産業についても、「えひめ農業振興基本方針2016」において「食品ロスの削減」を推進事項に掲げてきたところである。

このような状況を踏まえ、消費者、事業者、関係団体及び行政等の多様な主体が連携し、「もったいない」の精神を活かしたオール愛媛による食品ロス削減の取組みを一層加速していくため、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づいて、令和3年3月に「愛媛県食品ロス削減推進計画」が策定された。

愛媛県における食品ロス約5.1万トンのうち、約60%にあたる約3.1万トンが家庭系食品ロスであり、残りの約40%にあたる約2.0万トンが事業系食品ロスとなっている。また、愛媛県全体の食品ロス量である約5.1万トンを県民1人あたりに換算すると、1日約103g、年間約38kgとなっている。



資料：令和2年度実態調査

### 3) 市民・事業者・行政の取組み

本計画における食品ロス削減対策として、市民・事業者・行政の取組みについて、「愛媛県食品ロス削減推進計画」に基づき、下記に示すとおり実践していくものとする。

#### 市民（消費者）の取組み

(知識の普及啓発等)

- 食品ロス等の削減をテーマにしたシンポジウムや小売店等と連携したイベント開催等により、暮らしの中で食品ロスを認識し、削減に向けた行動を考え、実践を促す機会とする。
- 事業所に対し、食品ロス削減に関する啓発資材を作成、配布し、職場での普及啓発に努める。
- 「消費期限（食べても安全な期限）」と「賞味期限（おいしく食べられる期限）」の違いについて、消費者に対し重点的に啓発することで、食品ロス削減に資する期限表示の正しい理解を促進する。
- 食品関連事業者等の取組みを紹介するとともに、健康づくりに資する食育推進を通じて、食べ物に対する感謝の気持ちを醸成する。
- フードバンク活動の役割や必要性を周知し、フードバンク活動団体等への余剰食品の有効活用を促す。
- 外食する機会が多い忘年会新年会シーズンに街頭啓発などを通じ、「3010 運動」や「宴会5箇条」（宴会をおいしく楽しむための①適量注文、②声掛け、③味わいタイム、④シェア（分け合う）、⑤残さず食べきり）、食べ切りキャンペーンを推進する。
- 学校での教科や出前講座、給食指導等を通じた児童生徒や学生に対する食品ロス削減の意識啓発や理解促進を図る。

(家庭での取組み促進)

- 家庭の余剰食品等をリメイクして、有効活用する料理動画をSNSやHPなどで、幅広く周知する。
- 「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」など家庭における主な食品ロス発生要因について啓発する。
- 季節商品の予約販売や時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を促進する。
- 食品小売店での買い物の際に、家庭で直ぐに使う食品は、陳列棚の手前にある期限切れ間近の商品購入を促進することで、食品小売店における食品廃棄の削減につなげる。
- 市民に対し食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組みについて普及啓発を行い、理解を促進する。
- 食品ロス削減月間や食品ロス削減の日に、食品ロスの削減に対する市民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組みを実施する。
- 地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発提供等を推進する。
- 家庭等で余っている食品を持ち寄り、子ども食堂や福祉施設等に提供するフードドライブを推進する。

- 市民から発生する余剰在庫や賞味期限切れの食品の提供窓口の増加を図る。

### 事業者の取組み

#### (食品製造業)

- 原材料の有効活用、賞味期限の延長、容量の適正化などの取組みを推進するとともに、余剰在庫の削減を図る。

#### (食品小売業)

- 値引き販売や見切り販売コーナー設置など販売期限が近い商品購入を消費者に呼び掛ける取組みを推進する。
- 食品小売店等における小分け少量パック販売の推進、売り切り値引きポイント付与制度を推進する。

#### (外食業)

- 飲食店等における小盛りサイズメニューの導入や食品ロス削減につながる取組みを推進する。
- 宴会等の最初の30分とお開き前の10分に食事を楽しむ「3010運動」を実施し、来店者への呼び掛けなどを通じた食べ残し削減に取り組む。

#### (その他)

- 食品関連事業者等から発生する未利用食品等を子ども食堂や福祉施設等に提供するフードバンク活動に関する情報発信を図る。
- フードバンク活動の推進を図るため、フードバンク活動団体と食品関連事業者等との事業連携を支援する。
- 地域内の未利用食品等を地域内で有効活用するため、食品小売店と子ども食堂や福祉施設等が連携した地域循環型フードバンク活動を支援する。
- 食品関連事業者等は、賞味期限切れ前の災害備蓄食料をフードバンク活動団体に提供して未利用食品等の有効活用を図る。

### 行政の取組み

- ごみカレンダー、ごみ分別アプリ、ごみ袋等を活用した地域住民に対する食品ロス削減に関する普及啓発を図るとともに、地域住民等の取組みを支援する。
- 市民、事業者、県及びフードバンク活動団体等と連携した食品ロス削減に幅広く取り組む。
- 「おいしい食べきり推進店登録制度」の普及拡大に取り組む。
- 主催するイベント等での食品ロスの削減を推進する。
- 消費者や事業者等に食品ロス削減に資する情報提供を図る。
- 災害時用備蓄食料の有効活用に努める。

## 第4節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

### 1. 分別収集のごみ種類とその区分

現行の収集体制を当面継続するものとし、分別の徹底を市民に周知するとともに、さらなる資源化の向上及び収集システムの継続的改善に向け、適宜見直しを行っていく。

表 4-4-1 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

分別	対象	
もやすごみ	プラスチック、木、生ごみ等	
もやさないごみ	金属、陶器、蛍光管、小型電化製品等	
資源ごみ	缶・びん	食品用の缶・びん
	発泡スチロール容器・ペットボトル	食品トレイ、発泡スチロール、ペットボトル
	古紙・紙パック・古布	段ボール、新聞紙、雑誌、紙パック、雑紙、古布等
有害ごみ	廃乾電池	
粗大ごみ	指定袋に入らないもの	

現在、本市内のもやすごみには、まだまだリサイクル可能な雑紙が含まれている。これらをリサイクルすることにより、もやすごみを減らすことができ、さらには焼却量も減らすことができる。

したがって、今後、雑紙に対する紙袋を配布し、リサイクルを推進する。

### 2. さらなる資源化に向けた分別収集区分の検討

プラスチック類について、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」※が成立し、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチック資源循環の促進を目的としている。

行政の役割としては、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように市民に周知するよう努めなければならないこととなっている。

したがって、上記を踏まえて、本計画期間内に実施予定のため、国や県の動向をみながら、プラスチック製品（容器包装を含める）の具体的な分別収集や処理方法についても今後検討し、資源化を推進していくものとする。

#### ※「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。

よって、この法律は、プラ製品全般に、環境配慮設計の促進、使用の合理化、排出・回収・リサイクルの仕組みづくりを目指すものである。環境配慮設計の認定制度やワンウェイプラスチックに関する主務大臣の指導や助言、自主回収の促進などが定められている。

## 第5節 ごみの適正処理に関する基本的事項

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、次の収集運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画に基づき、より適正な収集・運搬・処分を行う。

### 1. 収集・運搬計画

1) ごみの収集・運搬は、引き続きステーション方式を基本とし、また、粗大ごみの収集・運搬は戸別回収を実施する。

なお、地域の状況の変化や高齢化社会を考慮した、より適切で効率的な収集体制の検討を行い、住民サービスの向上を図っていく。

2) 粗大ごみの収集・運搬・中間処理につき、大洲・肱川・河辺は委託により、長浜は市直営により実施しているが、効率的な収集・運搬等を行うため、取り扱いの統一を検討する。

3) 収集・運搬については、必要に応じて、地域の状況やごみの発生量にあわせた収集区域等の変更を検討し、より効率的な運営を行う。

4) 特別管理一般廃棄物の収集・運搬体制の確立

在宅医療に伴い家庭から排出される医療系廃棄物について、「在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン」や「在宅医療廃棄物の処理に関する取り組み推進のための手引き」等を利用し検討する。

5) 適正処理困難物の収集・運搬体制の確立

適正処理困難物については、当面は、現状の処理体制を踏襲・維持していくものとするが、廃棄物処理法の政省令等実行状況、事業者の対応状況あるいは今後の排出動向等を勘案したなかで、随時見直しを図るものとする。

### 2. 中間処理計画

1) 焼却処理については、大洲市環境センターで引き続き適正処理を行う。

現在、施設の長寿命化に向けて基幹改良工事を実施している。

2) もやさないごみ、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみについては、引き続き委託により適正処理及び資源化を行う。

なお、委託業務の内容や新たな分別区分の追加等によって、より適正・効率的な中間処理が行えるように検討をしていく。

### 3. 最終処分計画

1) もやさないごみ及び中間処理により発生する不燃残さについては、大洲市不燃物埋立地において、引き続き最終処分を行い、適正処理・適正管理を行っていく。

また、最終処分量を削減し、延命化に努める。

大洲市環境センターから発生する焼却灰については、引き続き民間委託により最終処分を行っていく。

## 第6節 その他の施策

### 1) 廃棄物減量等推進協議会

一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を協議するため、大洲市廃棄物減量等推進協議会を設置している。この協議会を活用し、様々な立場からご意見を頂き、ごみの減量・資源化、適正処理の推進に関する協議を行っていく。

### 2) 事業者の協力

事業者には、環境への負荷が少ない事業活動を行っていくことが求められ、そのためには行政による仕組みづくりや呼びかけが必要となる。今後、行政と事業者の協力体制を確立するため、本計画を活用し、それぞれの役割を周知していく。

### 3) 災害時の廃棄物処理に関する対応

災害廃棄物については、「大洲市地域防災計画」及び「大洲市災害廃棄物処理計画」に基づき対応する。地域防災計画は、平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、市民生活の確保対策などの予防対策について定めた「災害予防対策」、災害が発生した場合の応急対策について定めた「災害応急対策」、災害発生後の復旧、復興対策について定めた「災害復旧・復興対策」で構成されている。

なお、具体的な対策は次のとおりとする。

#### ○災害予防対策

市は、被害想定に基づき発生する廃棄物等の応急処理計画を策定し、処理体制の整備及び仮置き場の確保に努めるとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

#### ○災害応急対策

市は、大規模災害により排出され、処理量の増加した、ごみ、し尿等の収集処理及び生活に支障をきたす障害物又は交通に支障となる障害物の除去を適切に行う。

#### ○災害復旧・復興対策

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家具を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など、迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

また、本市では災害廃棄物処理計画を令和元年9月に策定し、想定される災害によって発生する災害廃棄物量、仮置場として必要となる面積等を算出したうえで、災害廃棄物に対する対策を定めた。

### 4) 不法投棄対策

市民・事業者に対して適正処理への協力を呼びかけ、地域一体となって対策に取り組むとともに、土地所有者等への注意喚起を促す等、不法投棄の防止に努めていく。

# 第5章 生活排水処理現況調査

## 第1節 生活排水処理体制

本市における生活排水の処理は、し尿と生活雑排水を併せて処理する「公共下水道」、  
「農業集落排水施設」及び「合併処理浄化槽」を使用している世帯、し尿のみを処理  
する単独処理浄化槽を使用している世帯、し尿の汲み取りを行っている世帯に分類さ  
れる。

また、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽で発生した浄化槽汚泥  
及びし尿は、大洲・喜多衛生事務組合「清流園」にて処理している。

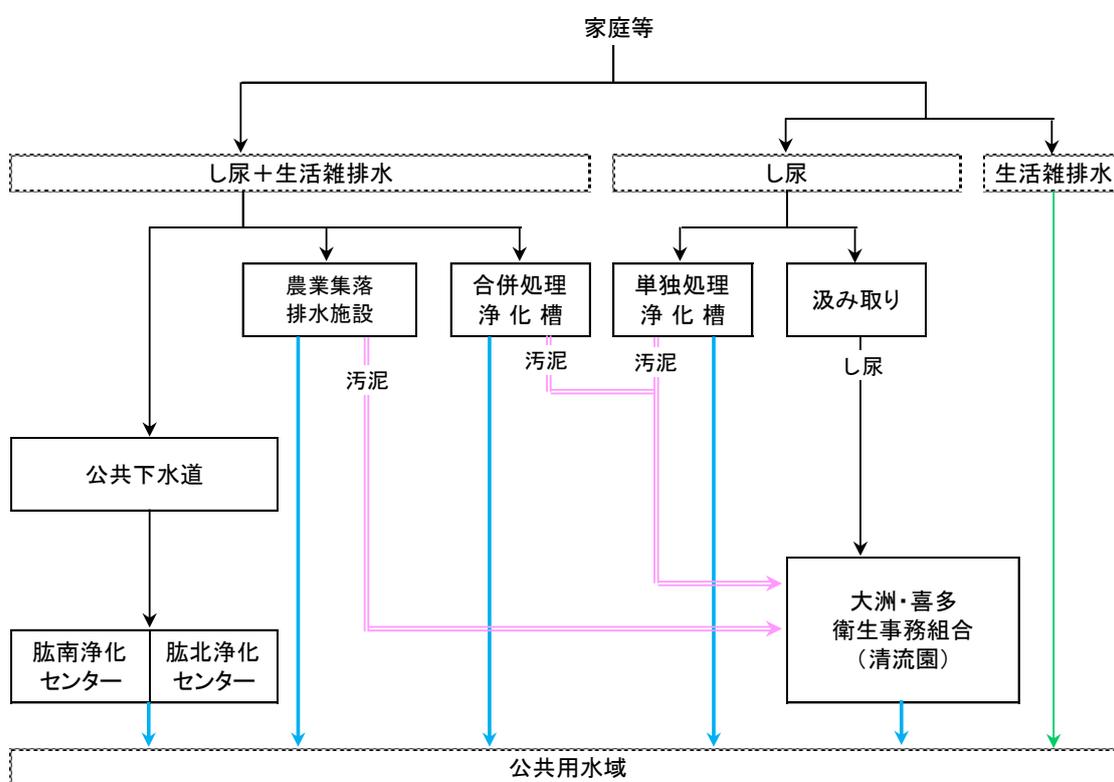


図 5-1-1 生活排水処理体制

表 5-1-1 生活排水の処理主体

処理種別	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	大洲市
農業集落排水施設	〃	〃
合併処理浄化槽	〃	個人
単独処理浄化槽	し尿	〃
汲み取り	し尿及び浄化槽汚泥	大洲・喜多衛生事務組合

## 第2節 生活排水処理人口の実績

本市における水洗化・生活雑排水処理率の実績は、過去5年間で約4ポイント増加している。令和5年度は、水洗化・生活雑排水処理人口は25,292人、水洗化・生活雑排水処理率は64.0%となっている。

表 5-2-1 生活排水処理形態別人口の実績

(単位：人)

処理別人口	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口	42,371	41,683	40,948	40,255	39,534
計画処理区域内人口	42,371	41,683	40,948	40,255	39,534
水洗化・生活雑排水処理人口	25,546	25,441	25,642	25,386	25,292
公共下水道	7,877	8,077	8,260	8,289	8,650
合併処理浄化槽	16,706	16,410	16,428	16,170	15,726
農業集落排水施設	963	954	954	927	916
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	8,959	8,733	8,018	7,748	7,307
非水洗化人口	7,866	7,509	7,288	7,121	6,935
し尿収集人口	7,808	7,457	7,243	7,080	6,895
自家処理人口	58	52	45	41	40
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
(水洗化・生活雑排水処理率)	(60.3%)	(61.0%)	(62.6%)	(63.1%)	(64.0%)

※水洗化・生活雑排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

※水洗化・生活雑排水処理率とは、計画処理区域内人口のうち、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽により、し尿と生活雑排水を処理している人口の割合であり、以下の式により算出される。

水洗化・生活雑排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

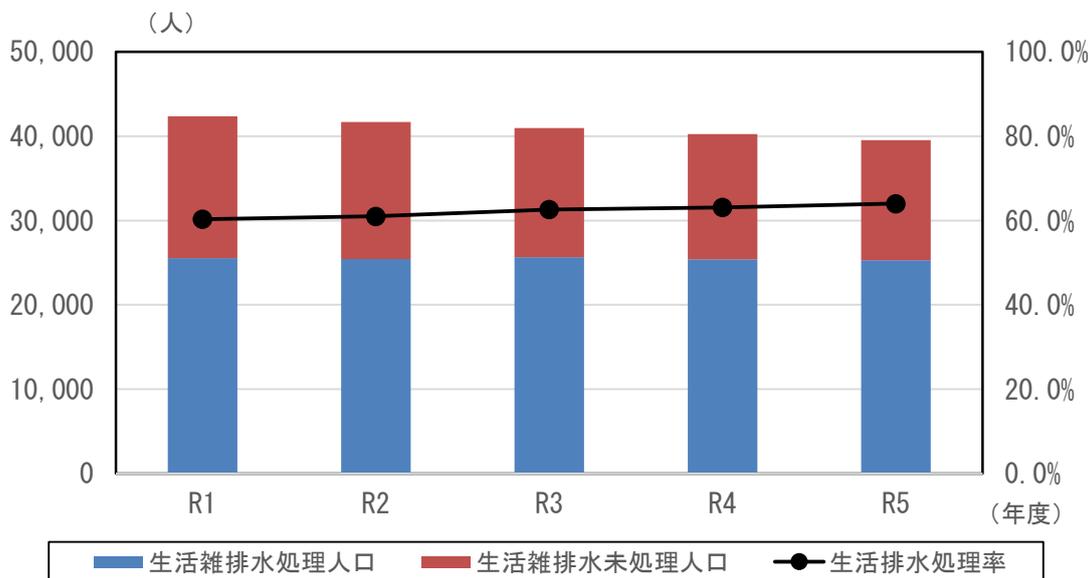


図 5-2-1 生活排水処理形態別人口の実績

### 第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

#### 1. し尿・浄化槽汚泥収集量の実績

し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績は、過去5年間で約700kL減少している。令和5年度は、収集量15,926kL/年のうち、浄化槽汚泥量が10,840kL/年と約68%を占めている。原単位は、し尿が2.02L/人・日、浄化槽汚泥が1.29L/人・日となっている。

表 5-3-1 し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績

項目		R1	R2	R3	R4	R5
収集人口 (人)	し尿	7,808	7,457	7,243	7,080	6,895
	浄化槽	25,665	25,143	24,446	23,918	23,033
収集量 (kL/年)	し尿	5,646	5,252	5,087	5,201	5,086
	浄化槽汚泥	10,989	11,326	11,224	10,608	10,840
	計	16,635	16,578	16,311	15,809	15,926
原単位 (L/人・日)	し尿	1.98	1.93	1.92	2.01	2.02
	浄化槽汚泥	1.17	1.23	1.26	1.22	1.29

※浄化槽人口は、合併処理浄化槽人口、農業集落排水施設人口及び単独処理浄化槽人口の合算値

※浄化槽汚泥は、合併処理浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥及び単独処理浄化槽汚泥の合算値

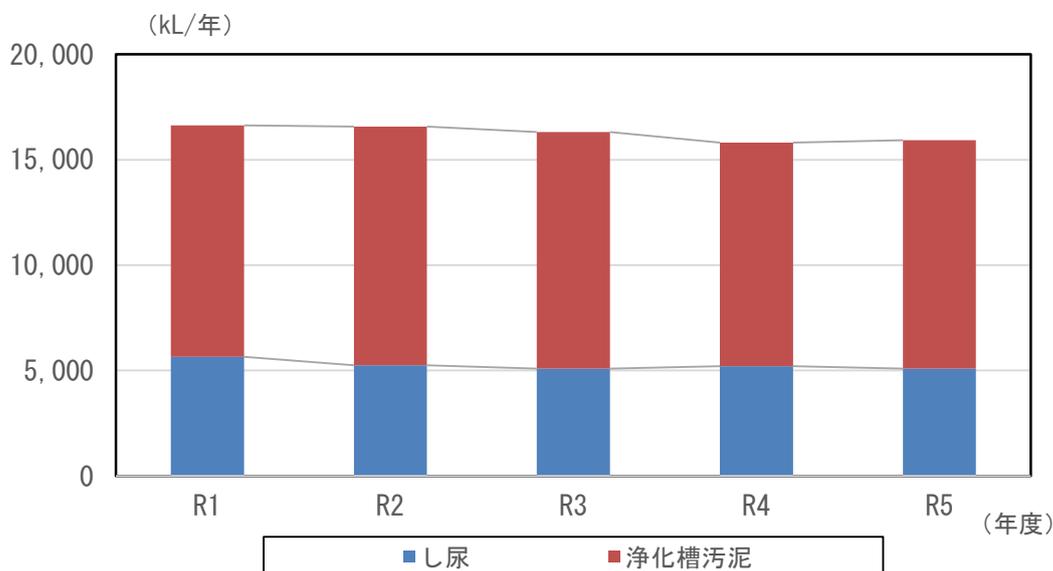


図 5-3-1 し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績

## 2. 収集・処理体制

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者により行っており、大洲・喜多衛生事務組合「清流園」にて処理している。

表 5-3-2 大洲・喜多衛生事務組合「清流園」の概要

施設名	大洲・喜多衛生事務組合「清流園」
処理能力	100 kL/日
主処理方式	標準脱窒素処理→凝集分離→オゾン酸化→砂ろ過→活性炭吸着
汚泥処理方式	脱水→乾燥→焼却
臭気処理方式	高濃度臭気：生物脱臭及び焼却脱臭 中濃度脱臭：酸洗浄→アルカリ・次亜塩素酸洗浄→活性炭吸着 低濃度脱臭：活性炭吸着
竣工	平成 12 年 3 月
基幹的設備改良工事	着工：平成 29 年 7 月 25 日 竣工：平成 31 年 3 月 18 日

## 第4節 課題の抽出

令和 5 年度の生活排水処理率は 64.0%となっている。公共下水道事業計画区域においては早期接続を促し、単独処理浄化槽又は汲取り式便所を設置している家庭に対しては合併処理浄化槽への転換を進める必要がある。

## 第6章 生活排水処理基本計画

### 第1節 処理方針と処理主体

#### ■ 生活排水処理の基本方針

近年、生活様式の変化等により、生活排水による河川の汚濁といった住環境の変化が進み、水辺の快適環境が失われようとしている。こういった生活様式の変化等に対応するため、公共下水道等の整備推進、合併処理浄化槽の普及促進、生活排水対策の啓発活動などを進めることが急がれるとともに、今後、さらに長期的な展望にたつて、各方面からの総合的な対応が必要になってきている。

一般廃棄物である生活排水を適正に処理することは市民の快適な生活環境を保持する上で欠くことのできないものであり、その適正処理は、「廃棄物処理法」に地方公共団体の責務とされている。

本市における生活排水は、市の中心部においては公共下水道、八多喜地区の一部では農業集落排水施設により処理している。その他の地域は、合併処理浄化槽で処理している。

しかし、まだ家庭等からは未処理のままの汚水が水路及び河川に排出されており、河川の水質汚濁に悪影響を及ぼしている。肱川及び支流には上水道水源があり、簡易水道や農業用水、工業用水等と合わせて水道水源の水質確保も必要である。

したがって、本市にとって水路や河川の水質を保全することは重要な課題であり、生活排水処理の施設整備を図ることや生活排水にかかわる啓発などを積極的に推進することが必要である。このようなことを踏まえ、本計画による基本方針を以下のとおり定める。

表 6-1-1 生活排水処理基本方針

基本方針	取組内容
公共下水道の整備促進	公共下水道未接続世帯への早期接続を促していく。
合併処理浄化槽設置の推進	単独処理浄化槽及び汲み取り式便所を設置している家庭について、合併処理浄化槽への転換を推進する。

## 第2節 生活排水処理の目標

### 1. 施設及びその整備計画の概要

#### 1) 生活排水処理施設整備計画

##### (1) 公共下水道

本市は、昭和60～62年に公共下水道の基本計画を策定し、肱南・肱北に処理区域を設定した。肱南処理区においては平成元年2月より事業着手し、肱北処理区については平成11年3月に認可を受け、事業を実施中である。

なお、全体計画の対象人口は令和22年度を目標に設定している。

表 6-2-1 公共下水道整備事業計画概要

整備地区		対象面積	計画人口	計画目標年次
肱南	全体計画	101.2ha	2,090人	令和22年度
	(事業計画)	(101.3ha)	(2,640人)	令和8年度
肱北	全体計画	234.7ha	5,280人	令和22年度
	(事業計画)	(207.2ha)	(5,500人)	令和8年度

資料：大洲市公共下水道事業計画書

##### (2) 農業集落排水施設

八多喜地区において、農業集落排水事業により整備を行った。

表 6-2-2 農業集落排水事業計画概要

整備地区	対象面積	計画人口	備考
八多喜	24ha	1,360人	全体計画
	(24ha)	(1,360人)	(事業計画)

##### (3) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽設置整備事業は、上記各対策と異なり個別で生活排水処理を行い、住宅が散在している地区及び山間部等の地区に適用される事業である。大洲市の場合、上記の公共下水道、農業集落排水施設以外の市内全域を対象とし、整備を行うこととする。

#### 2) 愛媛県全県域生活排水処理構想

愛媛県では、計画的かつ効率的な生活排水処理施設の整備が進められるよう、令和14年度を目標年度とした「第四次愛媛県全県域生活排水処理構想」を策定している。(p. 資-14「資料3. 生活排水処理形態別人口の予測結果」参照)

## 2. 処理形態別人口の予測

本計画の計画期間における処理形態別人口の予測を、表 6-2-3 及び図 6-2-1 に示す。(p. 資-14「資料 3. 生活排水処理形態別人口の予測結果」参照)

表 6-2-3 処理形態別人口の予測

(単位：人)

年度	計画人口	水洗化・生活雑排水処理人口					水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	水洗化人口(汲み取り人口)	水洗化人口(自家処理人口)	
		公共下水道	合併処理浄化槽	農業集落排水処理施設	計	処理率				
実績	R1	42,371	7,877	16,706	963	25,546	60.3%	8,959	7,808	58
	R2	41,683	8,077	16,410	954	25,441	61.0%	8,733	7,457	52
	R3	40,948	8,260	16,428	954	25,642	62.6%	8,018	7,243	45
	R4	40,255	8,289	16,170	927	25,386	63.1%	7,748	7,080	41
	R5	39,534	8,650	15,726	916	25,292	64.0%	7,307	6,895	40
予測	R6	39,130	8,736	15,762	908	25,406	64.9%	7,042	6,644	38
	R7	38,741	8,822	15,798	900	25,520	65.9%	6,784	6,400	37
	R8	38,367	8,907	15,835	893	25,635	66.8%	6,533	6,164	35
	R9	38,005	8,797	15,854	881	25,532	67.2%	6,400	6,038	35
	R10	37,655	8,687	15,873	869	25,429	67.5%	6,273	5,919	34
	R11	37,318	8,577	15,892	857	25,326	67.9%	6,153	5,805	34

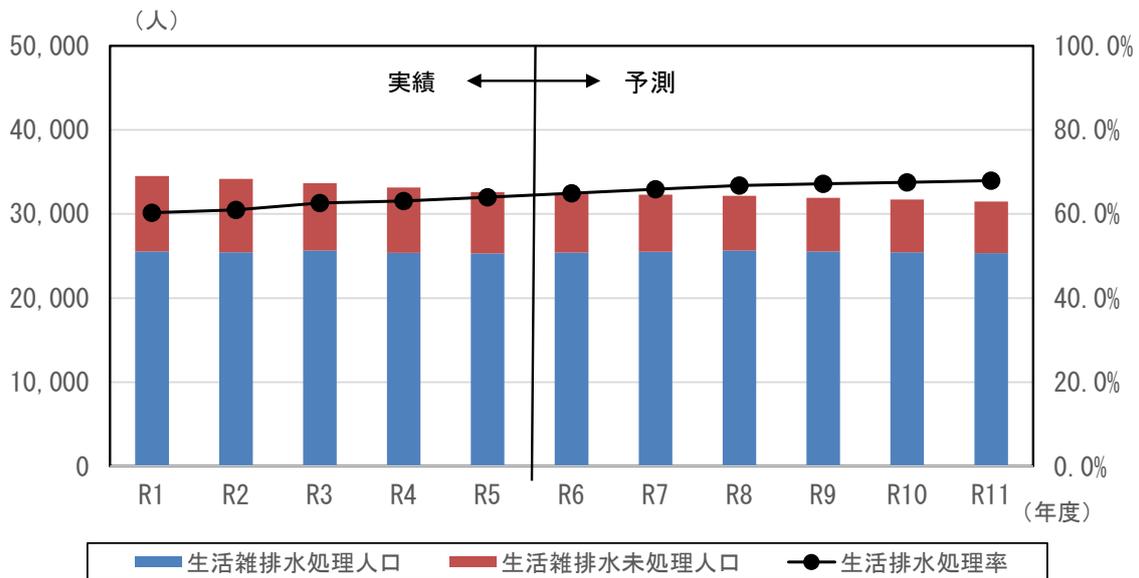


図 6-2-1 生活排水処理率の推移

### 3. し尿・浄化槽汚泥量の予測

#### 1) 計画原単位

過去5年間の原単位を元に設定した浄化槽汚泥の計画原単位について、表6-2-4に示す。

し尿・浄化槽汚泥の原単位については、過去5年間の平均値で一定に推移していくものとする。

表 6-2-4 し尿及び浄化槽汚泥の原単位の設定

項目		R1	R2	R3	R4	R5	
収集人口 (人)	し尿	7,808	7,457	7,243	7,080	6,895	
	浄化槽	25,665	25,143	24,446	23,918	23,033	
収集量 (kL/年)	し尿	5,646	5,252	5,087	5,201	5,086	
	浄化槽汚泥	10,989	11,326	11,224	10,608	10,840	
	計	16,635	16,578	16,311	15,809	15,926	平均
原単位 (L/人・日)	し尿	1.98	1.93	1.92	2.01	2.02	1.97
	浄化槽汚泥	1.17	1.23	1.26	1.22	1.29	1.23

前計画は、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽をわけて原単位を算出し、汚泥量を算出していたが、参考となるデータ（出典）がかなり古いことと、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽をわけて算出する必要性がないため、本計画では浄化槽として一体で算出した。

## 2) し尿・浄化槽汚泥量の予測結果

し尿・浄化槽汚泥量の予測結果は、表 6-2-5 及び図 6-2-2 に示す。

表 6-2-5 し尿及び浄化槽汚泥量の予測結果

年度	し尿				浄化槽汚泥量				合計		
	人口 (人)	原単位 (L/人・日)	収集量		人口 (人)	原単位 (L/人・日)	収集量				
			(kL/年)	(kL/日)			(kL/年)	(kL/日)			
実績	R1	7,808	1.98	5,646	15.47	25,665	1.17	10,989	30.11	16,635	45.58
	R2	7,457	1.93	5,252	14.39	25,143	1.23	11,326	31.03	16,578	45.42
	R3	7,243	1.92	5,087	13.94	24,446	1.26	11,224	30.75	16,311	44.69
	R4	7,080	2.01	5,201	14.25	23,918	1.22	10,608	29.06	15,809	43.31
	R5	6,895	2.02	5,086	13.93	23,033	1.29	10,840	29.70	15,926	43.63
予測	R6	6,644	1.97	4,782	13.10	22,804	1.23	10,271	28.14	15,053	41.24
	R7	6,400	1.97	4,607	12.62	22,582	1.23	10,171	27.87	14,778	40.49
	R8	6,164	1.97	4,437	12.16	22,368	1.23	10,075	27.60	14,512	39.76
	R9	6,038	1.97	4,346	11.91	22,254	1.23	10,023	27.46	14,369	39.37
	R10	5,919	1.97	4,260	11.67	22,146	1.23	9,975	27.33	14,235	39.00
	R11	5,805	1.97	4,178	11.45	22,045	1.23	9,929	27.20	14,107	38.65

※浄化槽汚泥の人口は、合併処理浄化槽人口、集落排水施設人口及び単独処理浄化槽人口の合算値である。

※浄化槽汚泥量のは、合併処理浄化槽汚泥、集落排水施設汚泥及び単独処理浄化槽汚泥の合算値である。

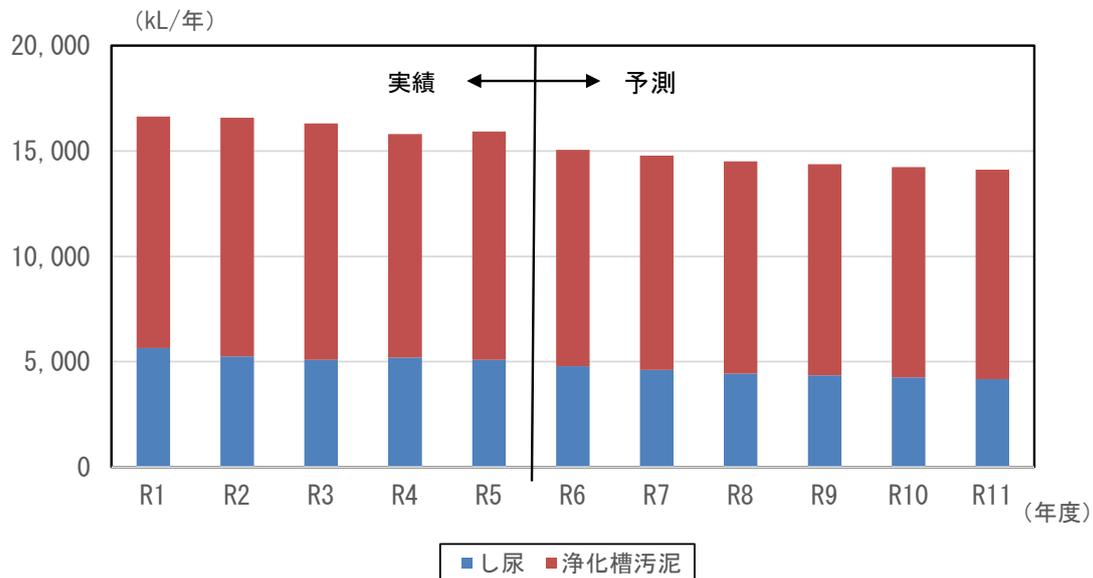


図 6-2-2 し尿及び浄化槽汚泥量の予測結果

#### 4. 生活排水処理の目標

公衆衛生及び公共用水域の環境保全を目指し、基本方針に沿って生活排水の適正処理を推進するための指標を次のとおり設定する。

表 6-2-6 生活排水処理の目標

項 目	令和 11 年度
水洗化・生活雑排水処理率	67.9%

※水洗化・生活雑排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

## 第3節 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

### 1. し尿及び浄化槽汚泥処理計画

#### 1) 収集・運搬計画

##### (1) 収集運搬計画に関する方針

生活環境の保全上支障が生じないような収集運搬計画をたて、生活排水処理汚泥が適正に収集運搬される事を基本とする。また、収集運搬作業は労働安全衛生の確保に十分配慮しつつ、生活排水の適切な処理排出の啓発に努める。

##### (2) 収集区域の範囲

本市行政区域全域とする。

##### (3) 収集運搬の方法

生活排水処理汚泥は、定期的な汲取り方式とする。

###### ①し尿

収集運搬許可を受けた許可業者が、バキューム車にて収集区域全域を、各戸別に収集する。収集方式は必要に応じて受益者による申込制である。

###### ②し尿浄化槽汚泥

収集運搬許可を受けた業者がバキューム車にて収集区域全域のし尿浄化槽設置者の要請、又はし尿浄化槽の維持管理者の要請により、し尿浄化槽から汚泥等を抜取り収集する。

###### ③農村集落等汚泥

収集運搬許可を受けた業者が、バキューム車にて、定期的に施設から、汚泥等を抜取り収集する。

###### ④収集体制

収集区域全域について許可収集とする。

###### ⑤収集運搬量

目標年次（令和 11 年度）における収集運搬量は、表 6-2-5 より、し尿汚泥 11.45kL/日、浄化槽汚泥 27.20kL/日である。

## 2) 中間処理計画

### (1) 中間処理に関する方針

生活排水処理対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発のほか、これら生活排水の処理施設を逐次整備していくこととする。処理施設の整備に係る基本計画は次の通りである。

- ①人口密集地においては、公共下水道の敷設整備または、合併処理浄化槽を推進する。
- ②大洲市下水道計画に基づき、公共下水道整備区域以外のエリアについては、合併処理浄化槽を推進する。
- ③単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活雑排水の処理を進める個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽等への転換を推進する。

### (2) 中間処理の方法

し尿・浄化槽汚泥（生活排水処理汚泥も含む）は、大洲・喜多衛生事務組合のし尿処理施設にて処理を行う。

中間処理量（本市）は目標年次において、し尿汚泥 11.45kL/日、浄化槽汚泥 27.20kL/日である。

## 3) 最終処分計画

### (1) 最終処分に関する方針

引き続き、民間の管理型最終処分場へ委託により最終処分する。

### (2) 最終処分の方法

し尿処理施設で脱水汚泥を乾燥、焼却したあと、残さを埋立地で埋め立てる。

## 2. その他関連計画

### 1) 市民に対する広報・啓発活動

#### (1) 環境学習の充実

生活排水に対する意識を醸成するための環境学習の場を提供し、市民一人ひとりが発生源削減対策を実施できるよう啓発を図る。

#### (2) 環境情報の提供

チラシ等の配布、ホームページの活用などにより、生活排水対策についての情報提供に努める。

#### (3) 市民との連携

市民と連携して、市民一人ひとりが環境に配慮した暮らしが実践できるよう啓発活動を行う。

#### (4) EM 菌活性液の普及促進

自然環境の保全に資するため、水質の浄化、悪臭防止等に効果があると期待される EM 菌活性液の普及促進を行う。

#### (5) 浄化槽の維持管理

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、チラシやホームページを通じて、清掃・保守点検・法定検査の実施の啓発を進める。

### 2) 地域に関する諸計画との関係

生活排水処理基本計画の推進にあたっては、本計画の「第4章 ごみ処理基本計画」とも整合を図り、循環型社会の形成を目指すものとする。



# 資 料 編

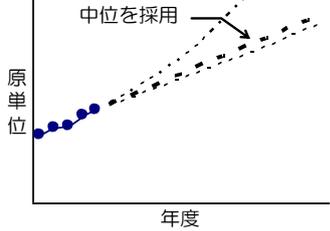
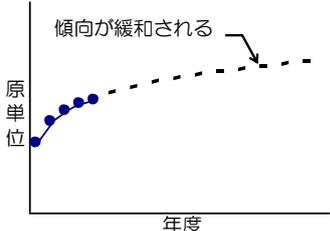
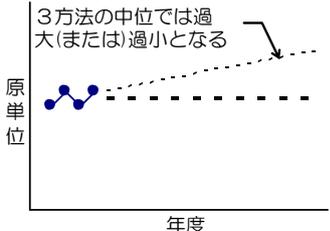
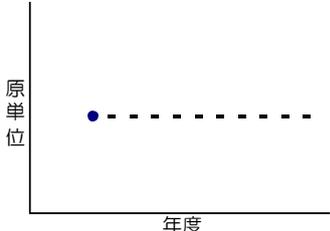
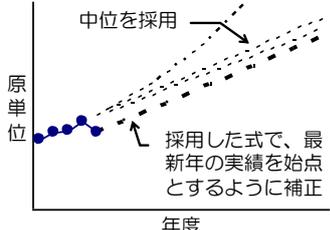


## 資料1. 排出量及び処理・処分量の予測結果

ごみ排出量の推計方法については、「ごみ処理施設構造指針解説」((社)全国都市清掃会議)に示される方法を参考に行った。

本計画では、基本的には3つのトレンド法(最小二乗法, 等差級数法, 等比級数法)を用い、最適な方法を採用するものとした。具体的には、過大・過小な推計を防ぐために、目標年次である令和11年度において、3方法のうちの中位を示す推計式を採用するものとした。ただし、3方法の中位を採用することが適当でないと判断される場合は、対数回帰法や平均及び指定年を用いるものとした。推計式の考え方を資料1に示す。

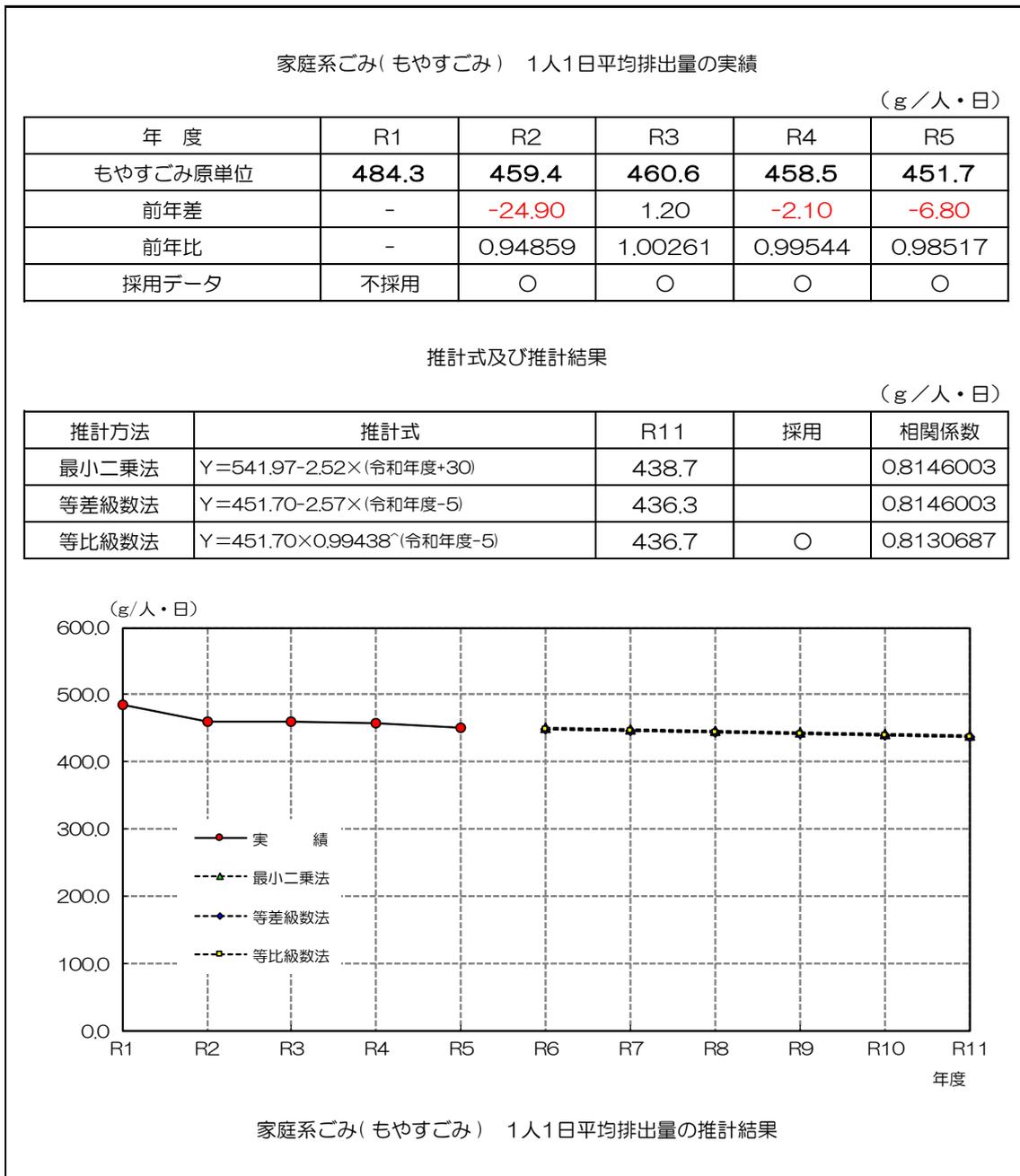
資料1 推計方法の考え方

推計方法	考え方
3方法の中位 (最小二乗法) 等差級数法 等比級数法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと判断できると考えられる場合に採用。</li> <li>○ 過大、過小とならないように、3方法で推計した結果が計画目標年次において中位を示す推計式を採用。</li> </ul> 
対数回帰法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと判断できる場合に採用。</li> </ul> 
平均	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横ばい傾向を示すが、増減を繰り返しているような傾向を示し、3方法の中位等では実績値を反映して推計できないと判断できる場合に採用。</li> </ul> 
指定年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去の実績値がない、あるいは将来的な推計において参考とならない場合に採用。</li> </ul> 
修正式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去の推移が近年に急変した場合に採用。</li> <li>○ 過去の推移を反映する推計式を採用し、最新年の実績値で修正。</li> </ul> 

## 1) 家庭系ごみ

家庭系ごみ 1人1日平均排出量の予測結果を以下に示す。

資料2 家庭系もやすごみの予測結果



資料3 家庭系もやさないごみの予測結果

家庭系ごみ(もやさないごみ) 1人1日平均排出量の実績

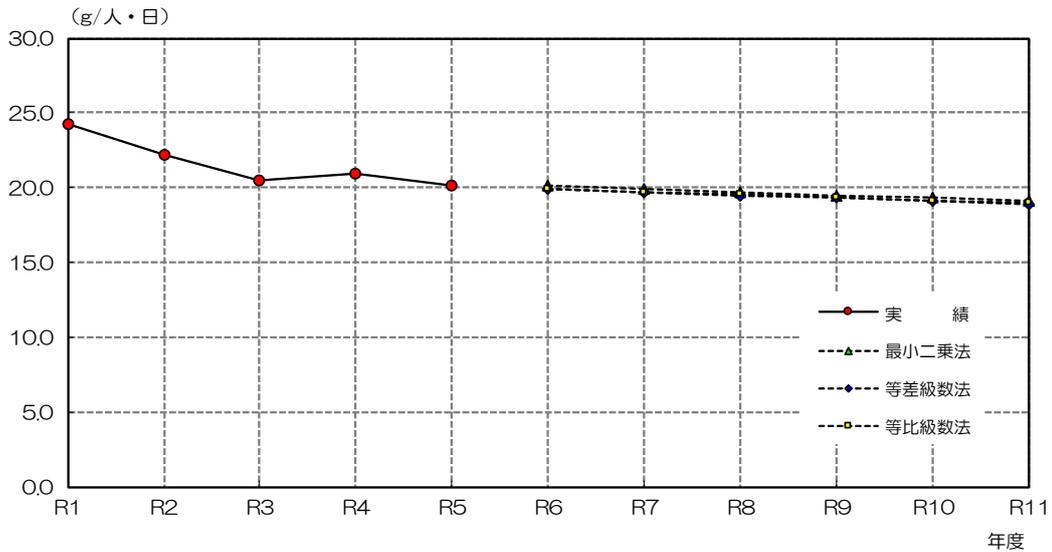
(g/人・日)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
もやさないごみ原単位	24.2	22.2	20.5	20.9	20.1
前年差	-	-2.0	-1.7	0.4	-0.8
前年比	-	0.91736	0.92342	1.01951	0.96172
採用データ	不採用	不採用	○	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	R11	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=27.30-0.20 \times (\text{令和年度}+30)$	19.1		0.5000000
等差級数法	$Y=20.10-0.20 \times (\text{令和年度}-5)$	18.9		0.5000000
等比級数法	$Y=20.10 \times 0.99020^{(\text{令和年度}-5)}$	19.0	○	0.5000000



家庭系ごみ(もやさないごみ) 1人1日平均排出量の推計結果

### 資料4 家庭系資源ごみの予測結果

家庭系ごみ(資源ごみ) 1人1日平均排出量の実績

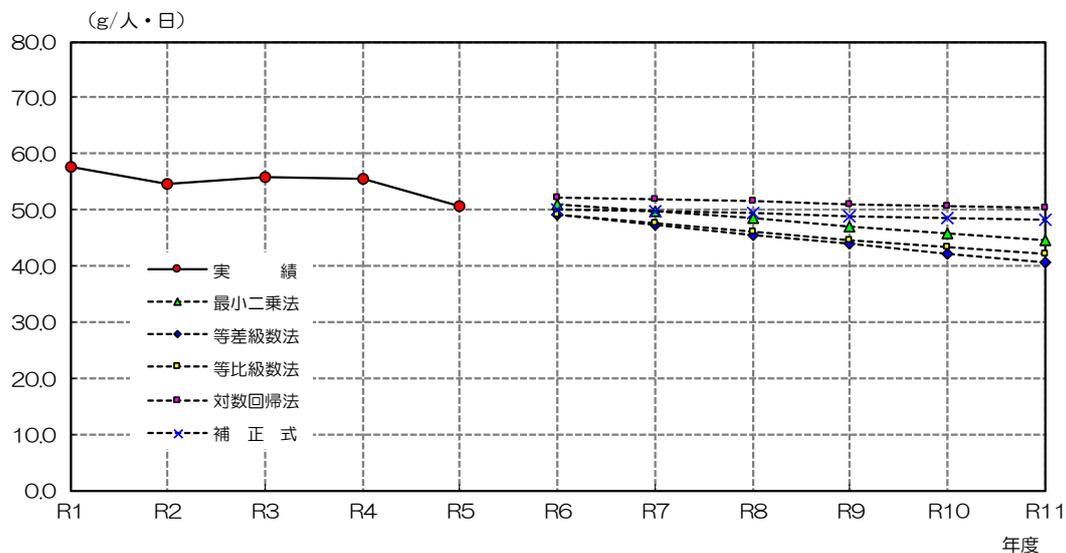
(g/人・日)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
資源ごみ原単位	57.5	54.5	55.7	55.4	50.7
前年差	-	-3.0	1.2	-0.3	-4.7
前年比	-	0.94783	1.02202	0.99461	0.91516
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	R11	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=96.67-1.27 \times \text{令和年度}-5$	44.6		0.7976229
等差級数法	$Y=50.70-1.70 \times (\text{令和年度}-5)$	40.5		0.7976229
等比級数法	$Y=50.70 \times 0.96903^{(\text{令和年度}-5)}$	42.0		0.7925383
対数回帰法	$Y=57.60-2.97 \times \ln(\text{令和年度})$	50.5	○	0.7491999
補正式	$Y=57.60-2.97 \times \ln(\text{令和年度})-2.12$	48.4	◎	-



家庭系ごみ(資源ごみ) 1人1日平均排出量の推計結果

資料5 家庭系有害ごみの予測結果

家庭系ごみ(有害ごみ) 1人1日平均排出量の実績

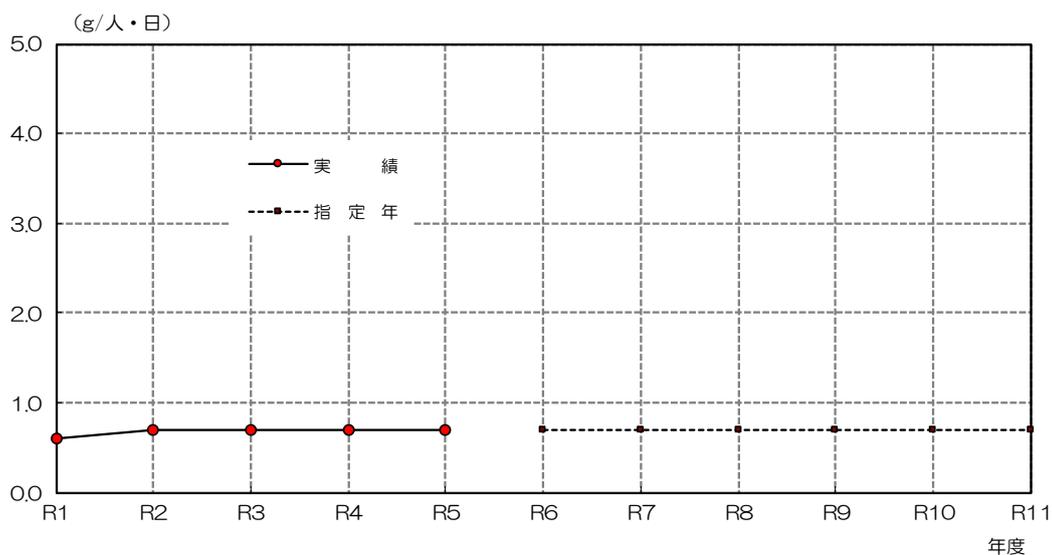
(g/人・日)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
有害ごみ原単位	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7
前年差	-	0.1			
前年比	-	1.16667	1.00000	1.00000	1.00000
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	R11	採用	相関係数
指 定 年	$Y=0.7$	0.7	○	-



家庭系ごみ(有害ごみ) 1人1日平均排出量の推計結果

資料6 家庭系粗大ごみの予測結果

家庭系ごみ(粗大ごみ) 1人1日平均排出量の実績

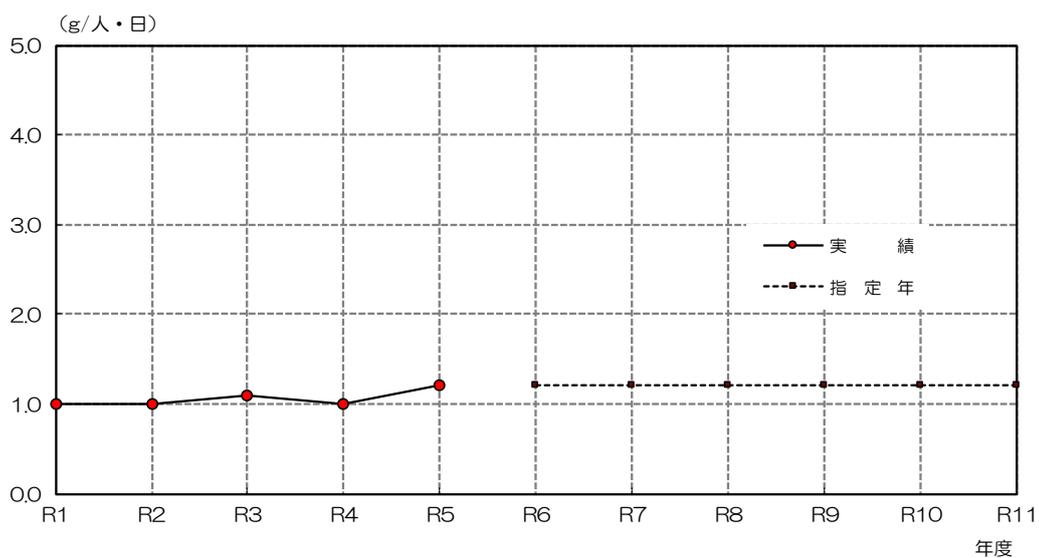
(g/人・日)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
粗大ごみ原単位	1.0	1.0	1.1	1.0	1.2
前年差	-		0.1	-0.1	0.2
前年比	-	1.00000	1.10000	0.90909	1.20000
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	R11	採用	相関係数
指 定 年	Y=1.2	1.2	○	-

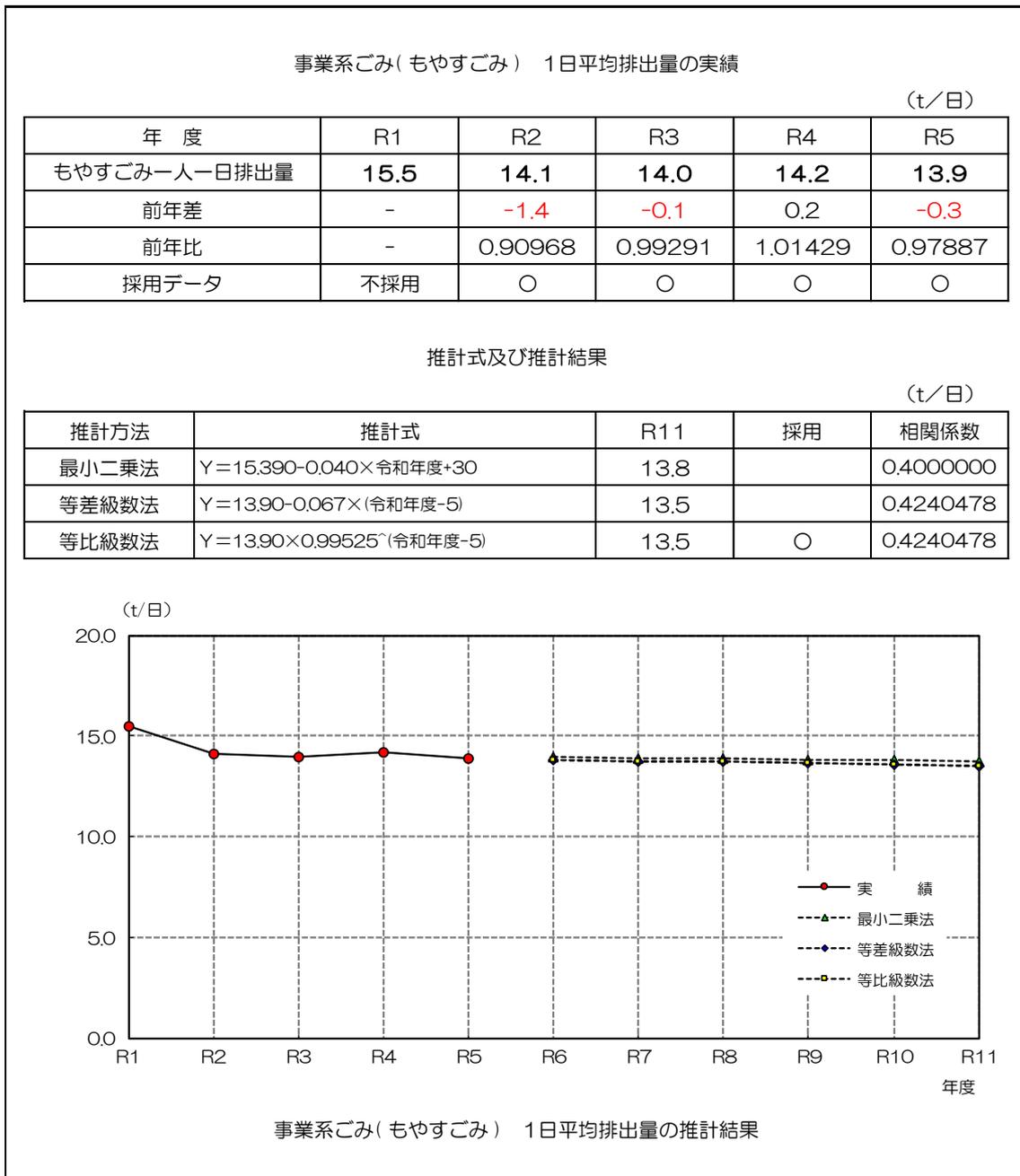


家庭系ごみ(粗大ごみ) 1人1日平均排出量の推計結果

## 2) 事業系ごみ

事業系ごみ 1 日平均排出量の予測結果を以下に示す。

資料 7 事業系もやすごみの予測結果



3) 予測結果のまとめ

資料8 ごみ排出量の予測結果

項目	年度	実績					予測						備考		
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
計画収集人口	人	42,371	41,683	40,948	40,255	39,534	39,130	38,741	38,367	38,005	37,655	37,318	a 予測結果		
排出量	ごみ総排出量	t/年	14,425	13,313	13,170	13,075	12,638	12,481	12,361	12,210	12,065	11,957	11,820	b =c+i	
	家庭系ごみ量	t/年	8,779	8,181	8,051	7,883	7,567	7,444	7,324	7,209	7,101	6,993	6,892	c d~hの合計	
	もやすごみ	t/年	7,490	6,990	6,884	6,737	6,518	6,416	6,315	6,219	6,126	6,036	5,948	d =r × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>	
	もやさないごみ	t/年	374	337	307	307	290	284	279	273	268	263	259	e =s × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>	
	資源ごみ	t/年	890	829	833	814	732	717	703	690	680	668	659	f =t × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>	
	有害ごみ	t/年	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	g =u × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>
	粗大ごみ	t/年	16	15	17	15	17	17	17	17	17	17	16	16	h =v × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>
	事業系ごみ量	t/年	5,646	5,132	5,119	5,192	5,071	5,037	5,037	5,001	4,964	4,964	4,928	i =j	
	もやすごみ	t/年	5,646	5,132	5,119	5,192	5,071	5,037	5,037	5,001	4,964	4,964	4,928	j =x × 365	
	家庭系ごみ1日平均排出量	t/日	24.1	22.4	22.1	21.6	20.7	20.0	20.0	20.0	19.0	19.0	19.0	19.0	k =c ÷ 365
事業系ごみ1日平均排出量	t/日	15.5	14.1	14.0	14.2	13.9	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	l =i ÷ 365	
1日平均排出量(合計)	t/日	39.6	36.5	36.1	35.8	34.6	34.0	34.0	34.0	33.0	33.0	33.0	33.0	m =k+l	
平均排出量	1人1日平均排出量(合計)	g/人・日	932.7	875.0	881.2	889.9	875.8	873.9	874.2	871.9	869.7	870.0	867.8	n =b ÷ a ÷ 365 × 10 <sup>6</sup>	
	家庭系ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	567.7	537.7	538.7	536.5	524.4	521.2	517.9	514.8	511.9	508.8	506.0	o =c ÷ a ÷ 365 × 10 <sup>6</sup>	
	事業系ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	365.1	337.3	342.5	353.4	351.4	352.7	356.2	357.1	357.8	361.2	361.8	p =i ÷ a ÷ 365 × 10 <sup>6</sup>	
	家庭系ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	567.6	537.8	538.6	536.5	524.4	521.2	517.9	514.8	511.8	508.8	506.0	q r~vの合計	
	もやすごみ	g/人・日	484.3	459.4	460.6	458.5	451.7	449.2	446.6	444.1	441.6	439.2	436.7	r 予測結果	
	もやさないごみ	g/人・日	24.2	22.2	20.5	20.9	20.1	19.9	19.7	19.5	19.3	19.1	19.0	19.0	s 予測結果
	資源ごみ	g/人・日	57.5	54.5	55.7	55.4	50.7	50.2	49.7	49.3	49.0	48.6	48.4	48.4	t 予測結果
	有害ごみ	g/人・日	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	u 予測結果
	粗大ごみ	g/人・日	1.0	1.0	1.1	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	v 予測結果
	事業系ごみ1日平均排出量	t/日	15.5	14.1	14.0	14.2	13.9	13.8	13.8	13.7	13.6	13.6	13.5	13.5	w =x
もやすごみ	t/日	15.5	14.1	14.0	14.2	13.9	13.8	13.8	13.7	13.6	13.6	13.5	13.5	x 予測結果	

資料9 ごみ処理・処分量の予測結果

項目	年度	実績					予測					備考				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		R11			
計画収集人口	人	42,371	41,683	40,948	40,255	39,534	39,130	38,741	38,367	38,005	37,655	37,318	a 予測結果			
ごみ総排出量	t/年	14,425	13,313	13,170	13,075	12,638	12,481	12,361	12,210	12,065	11,957	11,820	b 予測結果			
焼却処理	焼却処理量	環境センター 処理量	焼却処理	t/年	13,126	12,136	12,018	12,013	11,604	11,511	11,410	11,277	11,146	11,054	10,930	c =d~fの合計
			もやすごみ	t/年	13,087	12,076	11,957	11,957	11,545	11,453	11,352	11,220	11,090	11,000	10,876	d 予測結果
			資源ごみ・もやさないごみからの可燃残渣	t/年	26	46	46	43	44	43	43	42	41	40	40	e =q
			粗大ごみからの可燃残渣	t/年	13	14	15	13	15	15	15	15	15	14	14	f 予測結果×R5実績割合
	搬出量	環境センター 搬出量	焼却灰	t/年	1,499	1,449	1,379	1,341	1,369	1,358	1,346	1,331	1,315	1,304	1,290	g =c×R5実績割合
	減容化量		t/年	11,627	10,687	10,639	10,672	10,235	10,153	10,064	9,946	9,831	9,750	9,640	h =c-g	
	減容化率		%	88.6%	88.1%	88.5%	88.8%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	i =h÷b
もやさないごみ処理・資源ごみ	搬入量	搬入量合計		t/年	1,206	1,148	1,116	1,099	1,008	987	969	950	936	919	907	j =k~mの合計
		もやさないごみ(収集のみ)		t/年	307	309	273	275	266	260	256	250	246	241	238	k 予測結果×R5実績割合
		資源ごみ		t/年	890	829	833	814	732	717	703	690	680	668	659	l 予測結果
		有害ごみ		t/年	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	m 予測結果
	搬出量	缶・びん、発泡スチロール容器・ペットボトル、乾電池、鉄類		t/年	535	443	440	434	377	369	362	355	350	344	339	n =j×R5実績割合
		古紙・紙パック・紙製容器包装・古布		t/年	470	499	460	452	421	413	405	397	391	384	379	o =j×R5実績割合
		埋立残渣		t/年	175	160	170	170	166	162	159	156	154	151	149	p (差し引きによる)
可燃残渣		t/年	26	46	46	43	44	43	43	42	41	40	40	q =j×R5実績割合		
資源化	資源化量		t/年	1,006	943	902	888	800	784	769	754	743	730	720	r =s+t	
	もやさないごみ・資源ごみからの資源化量		t/年	1,005	942	900	886	798	782	767	752	741	728	718	s =n+o	
	粗大ごみからの資源化量		t/年	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	t 予測結果×R5実績割合	
資源化率		%	7.0%	7.1%	6.8%	6.8%	6.3%	6.3%	6.2%	6.2%	6.2%	6.1%	6.1%	u =r÷b		
最終処分	最終処分量		t/年	1,741	1,637	1,583	1,543	1,559	1,544	1,528	1,510	1,491	1,477	1,460	v =w~zの合計	
	焼却灰		t/年	1,499	1,449	1,379	1,341	1,369	1,358	1,346	1,331	1,315	1,304	1,290	w =g	
	資源ごみ・もやさないごみからの埋立残渣		t/年	175	160	170	170	166	162	159	156	154	151	149	x =p	
	粗大ごみからの埋立残渣		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	y 予測結果×R5実績割合	
	もやさないごみ(直接搬入)		t/年	67	28	34	32	24	24	23	23	22	22	21	z 予測結果×R5実績割合	
最終処分率		%	12.1%	12.3%	12.0%	11.8%	12.3%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	aa =v÷b		

## 資料2. ごみ排出量及び処理・処分量の目標

過去5年の実績と令和6年度から令和11年度までのごみ排出量及び処理・処分量の目標値の推移を資料10～11にまとめた。

資料10 目標達成した場合におけるごみ排出量の年次推移

項目	年度	実績					予測						備考		
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
計画収集人口	人	42,371	41,683	40,948	40,255	39,534	39,130	38,741	38,367	38,005	37,655	37,318	a 予測結果		
排出量	ごみ総排出量	t/年	14,425	13,313	13,170	13,075	12,638	12,280	11,926	11,576	11,232	10,891	10,482	b =c+i	
	家庭系ごみ量	t/年	8,779	8,181	8,051	7,883	7,567	7,352	7,144	6,940	6,742	6,547	6,357	c d~hの合計	
	もやすごみ	t/年	7,490	6,990	6,884	6,737	6,518	6,251	5,991	5,737	5,489	5,246	5,006	d =r × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>	
	もやさないごみ	t/年	374	337	307	307	290	276	262	248	234	221	211	e =s × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>	
	資源ごみ	t/年	890	829	833	814	732	798	864	928	992	1,054	1,114	f =t × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>	
	有害ごみ	t/年	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	g =u × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>
	粗大ごみ	t/年	16	15	17	15	17	17	17	17	17	16	16	16	h =v × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>
	事業系ごみ量	t/年	5,646	5,132	5,119	5,192	5,071	4,928	4,782	4,636	4,490	4,344	4,125	i =j	
	もやすごみ	t/年	5,646	5,132	5,119	5,192	5,071	4,928	4,782	4,636	4,490	4,344	4,125	j =x × 365	
	家庭系ごみ1日平均排出量	t/日	24.1	22.4	22.1	21.6	20.7	20.0	20.0	19.0	18.0	18.0	17.0	k =c ÷ 365	
事業系ごみ1日平均排出量	t/日	15.5	14.1	14.0	14.2	13.9	13.5	13.1	12.7	12.3	11.9	11.3	l =i ÷ 365		
1日平均排出量(合計)	t/日	39.6	36.5	36.1	35.8	34.6	33.5	33.1	31.7	30.3	29.9	28.3	m =k+l		
1人1日平均排出量(合計)	g/人・日	932.7	875.0	881.2	889.9	875.8	859.8	843.4	826.6	809.7	792.4	769.5	n =b ÷ a ÷ 365 × 10 <sup>6</sup>		
家庭系ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	567.7	537.7	538.7	536.5	524.4	514.8	505.2	495.6	486.0	476.4	466.7	o =c ÷ a ÷ 365 × 10 <sup>6</sup>		
事業系ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	365.1	337.3	342.5	353.4	351.4	345.0	338.2	331.0	323.7	316.1	302.8	p =i ÷ a ÷ 365 × 10 <sup>6</sup>		
家庭系ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	567.6	537.8	538.6	536.5	524.4	514.8	505.2	495.6	486.0	476.4	466.7	q r~vの合計		
もやすごみ	g/人・日	484.3	459.4	460.6	458.5	451.7	437.7	423.7	409.7	395.7	381.7	367.5	r 予測結果(目標)		
もやさないごみ	g/人・日	24.2	22.2	20.5	20.9	20.1	19.3	18.5	17.7	16.9	16.1	15.5	s 予測結果(目標)		
資源ごみ	g/人・日	57.5	54.5	55.7	55.4	50.7	55.9	61.1	66.3	71.5	76.7	81.8	t 予測結果(目標)		
有害ごみ	g/人・日	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	u 予測結果		
粗大ごみ	g/人・日	1.0	1.0	1.1	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	v 予測結果		
事業系ごみ1日平均排出量	t/日	15.5	14.1	14.0	14.2	13.9	13.5	13.1	12.7	12.3	11.9	11.3	w =x		
もやすごみ	t/日	15.5	14.1	14.0	14.2	13.9	13.5	13.1	12.7	12.3	11.9	11.3	x 予測結果(目標)		

資料 11 目標達成した場合におけるごみ処理・処分量の年次推移

項目	年度	実績					予測					備考				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		R11			
計画収集人口	人	42,371	41,683	40,948	40,255	39,534	39,130	38,741	38,367	38,005	37,655	37,318	a 予測結果			
ごみ総排出量	t/年	14,425	13,313	13,170	13,075	12,638	12,280	11,926	11,576	11,232	10,891	10,482	b 予測結果			
焼却処理	焼却処理量	環境センター 処理量	焼却処理	t/年	13,126	12,136	12,018	12,013	11,604	11,241	10,837	10,439	10,048	9,660	9,203	c =d~fの合計
			もやすごみ	t/年	13,087	12,076	11,957	11,957	11,545	11,179	10,773	10,373	9,979	9,590	9,131	d 予測結果
			資源ごみ・もやさないごみからの可燃残渣	t/年	26	46	46	43	44	47	49	51	54	56	58	e =q
			粗大ごみからの可燃残渣	t/年	13	14	15	13	15	15	15	15	15	14	14	f 予測結果×R5実績割合
	搬出量	環境センター 搬出量	焼却灰	t/年	1,499	1,449	1,379	1,341	1,369	1,326	1,279	1,232	1,186	1,140	1,086	g =c×R5実績割合
	減容化量		t/年	11,627	10,687	10,639	10,672	10,235	9,915	9,558	9,207	8,862	8,520	8,117	h =c-g	
	減容化率		%	88.6%	88.1%	88.5%	88.8%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	i =h÷b
もやさないごみ処理	搬入量	搬入量合計		t/年	1,206	1,148	1,116	1,099	1,008	1,061	1,114	1,165	1,217	1,267	1,317	j =k~mの合計
		もやさないごみ（収集のみ）		t/年	307	309	273	275	266	253	240	227	215	203	193	k 予測結果×R5実績割合
		資源ごみ		t/年	890	829	833	814	732	798	864	928	992	1,054	1,114	l 予測結果
		有害ごみ		t/年	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	m 予測結果
	搬出量	缶・びん、発泡スチロール容器・ペットボトル、乾電池、鉄類		t/年	535	443	440	434	377	397	417	436	455	474	493	n =j×R5実績割合
		古紙・紙パック・紙製容器包装・古布		t/年	470	499	460	452	421	443	466	487	509	530	551	o =j×R5実績割合
		埋立残渣		t/年	175	160	170	170	166	174	182	191	199	207	215	p （差し引きによる）
可燃残渣		t/年	26	46	46	43	44	47	49	51	54	56	58	q =j×R5実績割合		
資源化	資源化量		t/年	1,006	943	902	888	800	842	885	925	966	1,006	1,046	r =s+t	
	もやさないごみ・資源ごみからの資源化量		t/年	1,005	942	900	886	798	840	883	923	964	1,004	1,044	s =n+o	
	粗大ごみからの資源化量		t/年	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	t 予測結果×R5実績割合	
	資源化率		%	7.0%	7.1%	6.8%	6.8%	6.3%	6.9%	7.4%	8.0%	8.6%	9.2%	10.0%	u =r÷b	
最終処分	最終処分量		t/年	1,741	1,637	1,583	1,543	1,559	1,523	1,483	1,444	1,404	1,365	1,319	v =w~zの合計	
	焼却灰		t/年	1,499	1,449	1,379	1,341	1,369	1,326	1,279	1,232	1,186	1,140	1,086	w =g	
	資源ごみ・もやさないごみからの埋立残渣		t/年	175	160	170	170	166	174	182	191	199	207	215	x =p	
	粗大ごみからの埋立残渣		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	y 予測結果×R5実績割合	
	もやさないごみ（直接搬入）		t/年	67	28	34	32	24	23	22	21	19	18	18	z 予測結果×R5実績割合	
最終処分率		%	12.1%	12.3%	12.0%	11.8%	12.3%	12.4%	12.4%	12.5%	12.5%	12.5%	12.6%	aa =v÷b		

### 資料3. 生活排水処理形態別人口の予測結果

生活排水処理形態別人口について、計画人口は「第4章 ごみ処理基本計画」と同じ数値を用いた。

公共下水道人口、農業集落排水人口、合併処理浄化槽人口は、「第四次愛媛県全県域生活排水処理構想（令和5年3月）」の目標を用いる。

資料12 第四次愛媛県全県域生活排水処理構想における目標

項目	令和3年度		令和8年度		令和14年度	
	（基準年度）		（中間目標年度）		（目標年度）	
	汚水処理人口	割合	汚水処理人口	割合	汚水処理人口	割合
	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）
公共下水道	8,260	20.2	8,907	23.9	8,246	24.3
特定環境保全公共下水道						
農業集落排水施設	954	2.3	893	2.4	821	2.4
漁業集落排水施設						
簡易排水施設						
コミュニティ・プラント						
合併処理浄化槽	15,428	37.7	15,835	42.4	15,947	47.0
汚水処理人口	24,642	60.2	25,635	68.7	25,014	73.7
未整備人口	16,306	39.8	11,685	31.3	8,890	26.2
行政人口	40,948		37,320		33,904	
汚水処理人口普及率（%）	60.2		68.7		73.8	

※1 第四次愛媛県全県域生活排水処理構想における将来人口値

※2 汚水処理人口普及率＝汚水処理人口÷行政区域人口

公共下水道人口、農業集落排水施設人口及び合併処理浄化槽人口における当該年度以外の年度の予測値は、直線的に推移することとした。

単独処理浄化槽人口及び汲み取り人口は、計画人口の減少に伴い、減少していくことが見込まれることから、計画人口から公共下水道人口、合併処理浄化槽人口を差し引いた人口を令和5年度実績により単独処理浄化槽人口と汲み取り人口に按分し、算出した。